

社会資本整備審議会河川分科会（第49回）

2013年4月8日

【事務局】 まだお見えでない先生もいらっしゃいますが、定刻でございますので、ただいまより第49回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

事務局を務めさせていただきます〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをまずご報告申し上げます。

さて、社会資本整備審議会委員につきましては、平成25年2月27日付で改選が行われました。これに伴いまして、〇〇委員が任期満了に伴いご退任され、〇〇委員が新たに本委員に就任されましたのでご報告をさせていただきます。

次に、今回の社会資本整備審議会委員の改選に伴いまして、審議会令第6条第3項に基づき、改めまして河川分科会分科会長の選任を行いたいと思います。

分科会長は、当該分科会に属する委員の互選により選任することとされております。事務局といたしましては、分科会長をお務めいただきました〇〇委員が再任されていらっしゃいますので、引き続き会長をお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【事務局】 特に異議がないようでございますので、引き続き〇〇委員に分科会長をお願いいたしたいと思います。

それでは、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたしたいと思います。

一番上に分科会の議事次第が載っておりますが、その裏側でございますが、委員名簿。続きまして配席図となっております。その後ろが資料の目次でございます。大部となっております恐縮でございますが、まず1つ目のくくりが一級河川の指定ということで資料が2つございます。その次に津波浸水想定で、全体の取り組み状況の1つと、あと今回審議案件が4件ございますので、それぞれの報告及び説明資料が1つずつということで8つ、計9つの資料がございます。それから報告事項といたしまして7種類の資料がございまして、その後、参考資料ということで、審議会令の関係が3つ、それから津波浸水想定の関係が4つ、計7種類の資料がございます。後でも結構ですので、資料に不備がございましたら

事務局のほうにお申し付けいただくようによろしく願いをいたします。

続きまして、前回の河川分科会開催以降、人事異動がありました事務局幹部のご紹介をさせていただきます。

【事務局】 ○○でございます。よろしく申し上げます。

【事務局】 ○○でございます。

【事務局】 ○○でございます。よろしく願いいたします。

【事務局】 それではここで、会議の開催に当たりまして、水管理・国土保全局長の○
○よりご挨拶を申し上げます。

【水管理・国土保全局長】 水管理・国土保全局長の○○でございます。昨年の10月
30日以来の河川分科会ということで、約半年ぶりの開催になります。本日は、委員の先
生方には年度初めの大変お忙しい中、お集まりをいただきまして本当にありがとうございます
ます。

先ほど、事務局から紹介がありましたとおり、新たに社会資本整備審議会の委員の任命
等が行われまして、○○委員がご退任されまして、新たに○○委員がご選任されたとい
うことでございます。委員の先生方には、今後とも河川行政全般に対する重要事項につま
ましてご審議をいただきますとともに、ご指導いただきますようお願いを申し上げたいと
思います。

一昨日、昨日と、全国、春の低気圧が吹き荒れました。宮崎の青島で時間雨量92ミリ、
徳島の海陽町で73.5ミリ、神奈川県海老名で101ミリ、いわき市で100ミリとい
うような、この時期にしてはとても珍しいといえますか、記録に残るような大雨を記録し
たところもあります。幸い、トータル雨量は200ミリまでは達しないところが多かった
ものですから、瞬間的に水がはけないとかそういうような状態で、内水で被害が出たところ
とかはございましたが、河川の氾濫とかそういった大きな影響までは至っておりません。

ただ、国交省としては、排水ポンプ車を6台、全国的に見ますと出していたり、照明車
を4台出していたり、そういうきめの細かい対応などをやらせていただきましたが、去年
もこの時期に爆弾低気圧というようなこともございましたが、何となく、昔の我々の体験
上からは、こんな時期にこんな強い風が吹いて大きな雨が降ってというのはあまり経験に
なかったことではないかなと思います。気候変化、気候変動の影響なのか、ちょっとそう
いったところまではわかりかねますが、やはり日本全国、日本列島自体が、何かこれまで

とは違う、そういう気候条件の中にあるというのは、皆さん薄々感じておられるところではないかなと思います。

そういったことを受けて、今回も非出水期の出水ではあったわけですが、あらゆる事態に対応できるような河川行政、治水行政といったものがやはり必要かなと改めて感じたところでもあります。今後とも、そういった点も含めまして、超過洪水なども含めまして、しっかりこの分科会の皆様にご議論いただければありがたいと思っております。

本日の分科会におきましては、一級河川の指定だとか新たな津波浸水想定についてご審議をいただくということでございますが、そういったことも踏まえまして、昨今の状況等も勘案したご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、カメラ撮りの方がいらっしゃいましたらここまでとさせていただきます。

それでは、以後の進行を分科会長によりしくお願いたします。

【分科会長】 ○○でございます。どうぞよろしくお願いたします。引き続き河川分科会長を務めさせていただきます。どうぞ皆様のご指導のもとで進めさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員の皆様にはご多用中のところ、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。早速ですが、議事に入ります。

本日、最初の審議事項は「河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更等について」でございます。本件は、本年3月13日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、3月27日付で同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 担当の○○でございます。本日の審議事項の1番は、お示しのとおり、河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更等についてご意見をいただくということでございますが、昨年3月、この分科会が開かれた際、この議題につきまして、河川指定の意義や、あるいは審議会の意見を聞く趣旨等についてご議論がございました。

このことを踏まえまして、昨年10月に開かれた分科会のほうで、きょう、資料1-2で、〈参考〉ということで用意してございますが、こちらの資料によりまして、制度の概要やその考え方につきましてご説明をさせていただいたところでございます。当日ご欠席の委員もいらっしゃいましたし、本日の審議事項への導入としてもご理解の一助となる

かと思いますので、まず資料1－2の参考の資料を簡潔に説明させていただきたいと思
います。

参考資料の1ページをお開きください。まず、こちらのページでは、河川法での管理対
象となる河川についてまとめてございます。一番上のほうに経緯の説明がござい
ますが、明治時代の旧河川法におきましては、川に沿った都道府県単位で区間ごと
にその都道府県知事が管理者ということですので、1つの河川が上流から下流ま
で行く間に沿線の管理者が変わっていくという制度だったわけですが、大きい河
川になりますと、上下流や流域をまたがる広域的な治水の面や利水の問題に対
応し切れないという問題がございました。そういうことで、昭和39年、現行の
新河川法になった際に、水系一貫主義の導入ということで、1つの水系を上流
から下流まで1つの単位として管理をしていくという考え方が導入されてお
ります。

その中で、河川法におきましては、まず国土保全上・国民生活上、特に重要な水
系を一級水系として指定をするということにしておりまして、さらに水系内の区
間から河川法の対象となる河川として管理をすべき区間を一級河川として指定
をするという、そういう考え方で河川の指定というものがなされているという
ことでございます。

そのほかには、河川法には二級河川とか準用河川という類型もありますが、これ
はまた後ほどご説明したいと思います。

その中で、一級水系の指定はどのような基準かということについては省令で定
まっておりますが、1ページ目の下半分に紹介してございますように、流域面積
や想定される反乱区域の面積や流域の人口、あるいは流域に県庁所在都市の
ような重要な都市があるかどうか、あるいは広域的な利水対策の必要性など
など、こういったものを基準として一級水系に指定しているという
ことでございます。

次の2ページ目は、その手続についてでございますが、一級河川の指定につ
きましては、河川法4条の2項で、審議会の意見及び都道府県知事のご意見を
伺うということになっております。

この結果、次の3ページにもありますが、一級水系といたしましては、全国
で既に109の水系が一級水系として指定されておりまして、新河川法施行後、
昭和40年から44年の当初5年間に、このうち9割が指定されておりまして、
最後は昭和50年度に三重県の宮川というのが指定されたという経緯がござ
います。

次に4ページでございます。河川の管理区分につきまして、水系の重要性や、
あるいは

管理者によって、このように指定の区分がございます。先ほど来申し上げました一級水系につきましては、まず一級河川ということで、基本的に河川管理者は国土交通大臣ということでございますが、この中で大臣の直轄で管理する区間、これは、一級河川の中でも重要度の高い区間を、指定区間外ということになります。大臣が管理すると。それ以外の区間については、都道府県知事なり政令指定都市の長にその管理の事務を委ねるということで、こちらを指定区間としております。そのほかに、二級河川や、それに当たらないもので市町村長が河川法を準用しながら管理をするという準用河川、それ以外の河川については河川法の対象外ということで、普通河川ということで地元の市町村長が管理するという区分になっております。

この整理したものをポンチ絵にしたものが、次の5ページでございます。左側の青い線で示してあります水系が一級水系でございまして、青い線で書いてあるところが一級河川に指定されているところで、太いところが大臣が直轄で管理する区間、細い青いところが知事等が管理する、いわゆる指定区間でございます。その先のほうに、一番左の枝からいきますと、ピンクの点線のところですが、ここは市町村長が河川法を準用しながら管理する区間として準用河川になりますし、その先端のところは普通河川ということで、河川法の外の河川ということで管理をしているということでございます。

同様に、二級河川につきましては、基本的には全体が都道府県知事の管理ということでございますが、こちらのほうにも準用河川と普通河川がございます。

それから、いきなり準用河川ということで海に流れ込んでいるものも、一番右端の類型がありますが、これは、準用河川に指定されているところは市町村が管理すると。そのほか黒いところは普通河川として河川法の対象外の財産として管理をしていくということになっております。

ちなみに、指定河川の延長というのは、一級河川の指定された区間ですが、法律の施行以来、徐々に増えておりまして、現在、約1万4,000の河川指定が行われておりまして、約8万8,000キロの延長になっています。今回は若干、事情がありまして減少ということですが、基本的には徐々に増えてきているということでございます。

この8万8,000キロのうち、大臣が直轄で管理している区間が1万キロ強でございまして、残りの約7万7,000キロが指定区間ということで、大体直轄区間が12%ぐらいということで、ここ30年ほどは安定的に推移しているという状況でございます。

6ページ、7ページは、ほかの公物管理の体系ですので、きょうは省略させていただきます。

ます。

次に9ページをお開きください。ここは、一級河川に指定されると法律上どのような効果があるかということでございまして、1つは、河川法に基づきまして流水の占用の許可や土地を使用する場合の許可、土石の採取の許可、工作物の新築の許可といったいろいろな行為制限を行ったり、許可の対象になると。あるいは、その場合に河川管理者による監督処分や罰則がかかったりするということがございます。

それから、河川に指定されますと、もう1つの効果としましては、一番下のところにありますが、各市町村の予算による改修、管理だったものが、河川法の一級河川に指定されることで、国や都道府県の費用負担によって改修や管理が対象になるということが大きな効果の違いだと思います。

10ページにもありますが、その中でも、工事の重要性に応じまして、直轄区間なのか指定区間なのかということで、国と県等の負担割合が法律で決まっているということがございます。

準用河川に対しても、参考のところがございますが、国費が支出されるケースがございますが、これは河川法に基づくものではございませんで、国からの、例えば社会資本整備総合交付金といったような、交付金的なもので国が一部負担をするということがございます。

それから11ページにまいりまして、一級河川の指定による効果、これは河川法以外でございまして、付随的な効果としましては、公共団体の区間内に河川法指定の区間があるかどうかによりまして、地方交付税の算定基準に河川延長が挙げられているという、そういう副次的な効果が出てくるということがございます。

次に12ページ、一級河川の指定の流れ、こちらも省略させていただきます。

13ページにまいりますが、どのようなものを一級河川として指定しているかという、一級河川の考え方を整理したものでございまして、こちらに当たるものを毎年、今回もですが、河川指定なりその変更ということで皆様のご意見を伺っているということがございます。

一級河川指定の考え方ですが、一級水系にかかわる河川、一級水系の中にある河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用の状況などから、一級河川として他の区間と一体として管理する必要がある区間で、次の①から⑤のいずれかに該当するようなものが、指定なり指定の変更の対象になって出てくるということがございます。

1つ目は治水の観点でございまして、河川の氾濫により、その流域の市街地等に被害が発生し、または発生するおそれがあるということで、きちっと河川法に基づいた整備の必要があることが1つ目の観点でございます。

2つ目でございますが、当該水系の河川の流量、水質等に影響を与えるおそれのある貯留や取水が行われることといった観点。

3つ目は、整備または保全が必要な貴重な自然環境、すぐれた景観があることといった観点。

4つ目は、河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間ということで、ダムは基本的に河川管理施設ということで、法律に基づいた管理が必要な区間となってきますので、これと一体として管理をする必要がある区間は、基本的に一級河川指定をして行うということが通常でございます。

5つ目は、いろいろと、既存の指定済みの区間において流路の変更があったり、あるいは一体として管理する区間、河川の名前をつけ変えたりするような場合、あるいは上下流端の変更や廃止が生じたものということで、こういったものも、この審議会のご意見を伺う手続の中では出てくるということでございます。

本日、大きく分けて4件ございますが、この中で、1件が①の新たな整備の必要があって河川指定をするものというカテゴリーに当たります。そのほかのⅠ、Ⅲ、Ⅳは区間の変更に当たるものということで、基本的にきょうは4件の内容についてご審議をいただくということでございます。

ご参考までに、このページを開いたままで、お手数ですが資料1-1のほうで、今日の本題、今回の河川指定等についてご意見を伺う内容の説明に移らせていただきたいと思います。

資料1-1の1ページ目ですが、こちらは手続的な面で、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長への付議をいたしまして、審議会会長から河川分科会長の付託文の写しということでございます。

次の2ページ目につきましては、一級河川の指定に関します条文ということで、河川法4条、国土交通大臣による一級河川の指定について、今回、3項の規定に基づきまして、審議会のご意見を伺うということになっております。同じように都道府県知事のご意見も伺っておりまして、こちらが「支障なし」の旨ご回答をいただいているということでございます。

次に3ページでございますが、今回の河川指定等の概要によりまして、河川の延長がこう変わるといふことでございます。これはまた後ほど整理のためにご説明したいと思います。

次に4ページでございますが、これが本日ご審議いただく案件の全体の位置図でございます。まして、東北の米代川、北上川水系で2件、それから近畿の紀の川水系で1件、以上4件をきょうご審議いただくということになります。

次に5ページでございますが、水系と河川名の間のところに、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと振ってありますが、大きく分けますとこの4つの案件について、河川の指定といひますか、きょうは変更がほとんどでございますが、変更、廃止が行われるということでご審議いただくということでございます。

まずⅠから順番に、6ページ以降に従いましてご説明させていただきたいと思ひます。

まず北上川水系のヒアシクラ沢川とシツミクキ沢川ということ、こちらの河川の廃止及び区間の減少ということでございます。

こちらは、右側の図で見いただきますとわかりますが、北上川の水系でございます。右下のほうは海になります。左上の最上部のところは青い枠で囲ってございますが、このところが荒砥沢ダムというダムの上流端に当たっておりますが、こちらのほうで、平成20年に岩手・宮城内陸地震で地すべりが発生いたしまして、このダムの最上流部が土砂で埋没しました関係で、この区間、河川が埋没してしまったという状況でございます。この埋没した部分の河川を廃止あるいは区間の短縮をするというのが今回の変更指定の内容でございます。

次の7ページをお開きください。こちらが荒砥沢ダムの位置図でございますが、左上のほうの黄色いところがヒアシクラ沢川でございます。この黄色い部分までが地すべりで埋まってしまったところでございます。ヒアシクラ沢川は、この黄色い先のダム湖の中に黒い線がございますが、このところも、このヒアシクラ沢川の区間となっておりますので、この黒いところはそのまゝ一級河川として残しますが、埋没してしまった黄色いところを、540メートルほど区間減少ということにいたしまして、それから、その下側にあります赤い線で書いてありますシツミクキ沢川のほうは、赤いところが全部地すべりで埋まってしまっているということ、河川全体を廃止してしまうということでございます。

一遍5ページに戻っていただきますが、この結果、ヒアシクラ沢川のほうは0.5キロほど区間が短縮されまして、1キロの河川となります。それからシツミクキ沢川のほうは、

この0.5キロが全部廃止となるということでございます。

次にⅡの北上川水系加茂川についてご説明申し上げます。9ページをお開きください。

こちらは北上川の右側のほうに枠で囲ってあるところがございますが、加茂川の上流のところを320メートルほど区間を延長するというので、ここの河川改修を行い、治水安全度を向上させる必要があるため、その整備に必要となる区間の延長等ということで、先ほどの5類型からいいますと①の、河川の氾濫によりその流域の市街地に被害が発生、または発生するおそれがあり整備の必要があること、に当たるものでございます。

10ページに、この加茂川的位置図がございまして、航空写真がございまして、北上川の支流の追波川に一旦加茂川が流れ込みまして、加茂川はこの赤い線で示してあるところまでは既に河川指定されていましたが、今回、下流のほうの改修に加え、今回変更いたします320メートルの区間においても、河川法の対象として河川工事を行うという趣旨でございます。この結果、この加茂川につきましては320メートルの延長増ということでございます。11ページが、今回予定されております改修工事のイメージでございます。

次に12ページにまいります。今回は米代川水系、秋田県になりますが、そちらの福士川、福士川放水路、間瀬川という3つの河川について、河川のつけ変えと申しますか、そちらにかかります変更ということでございます。

13ページをお開きください。従来の福士川というのは、一番下の右のほうに福士川という枠がございまして、この緑の細い線がずっと左に移って、それから上のほうの赤いところに移りまして、こういう形で米代川のほうに合流してきているという経緯でございますが、治水上の観点から、福士川の赤い線が出ているところに、斜めの青い真っすぐな線が出てきておりまして、これで米代川のほうにショートカットをしてきているという、そういう工事が行われてきたところでございます。この青い真っすぐの線のところは、従来の福士川放水路ということで、福士川そのものとはまた別の河川として指定されていたのですが、今般、ここの一帯の河川改修が終わったということで、この従来の赤い線から、放水路のほうを福士川の本川ということで、福士川として河川指定をするということでございます。

ということで、赤い線のところは、今後は普通河川ということで地元の市町村の管理に委ねるということで、福士川自体につきましては青いショートカットしたほうにつけ替えるということでございますので、赤いところの延長が約4.9キロ、それに放水路の部分を福士川につけ替えるということで1.37キロということで、約三、五、六キロほど、福士

川としての区間は減少するということになります。

富士川全体を、赤いところは普通河川にしてしまうわけですが、富士川を伸ばしていった最後の短い青いところがございます。このところは、短い区間ですが間瀬川と合流して米代川に流れ込むという250メートルを、間瀬川の延長増という形で今回位置づけるということをごさいますして、富士川自体については放水路部分の増加と赤いところの減少で延長が減、間瀬川については富士川から間瀬川に変わったところが延長がふえるということで、これは全体としては河川の延長は赤いところがなくなったという点だけですが、その間瀬川と富士川の間で延長区間の増減があるということをごさいます。

次に4件目の紀の川水系の井光川についてご説明します。14ページをごさいます。

こちらは、井光川というのは大滝ダム貯水池のバックウォーターの区間として管理しているところをごさいます。大滝ダムの建設事業が平成24年度に完了いたしまして管理に移行することから、公図等の図面について精査したところ、河川区間の延長が違っていたということで、この部分、15ページをお開きいただきたいと思いますが、140メートル、実際の延長としては長かったということで、この140メートルの区間を従来よりも増加の指定をするということをごさいます。

この結果、全体としましては、3ページにお戻りください。この結果、今の4つの案件の減少、増加分を足し合わせますと、全体では5.2キロ、区間が短くなるということで、今回の指定変更によりまして8万8,045.4キロということで、500メートルほどの減少になるということをごさいます。

以上4つの案件が、きょう、この審議会のほうで委員の先生方のご意見を伺いたいということをごさいます。

事務局説明としては以上をごさいます。

【分科会長】 ありがとうございます。最後、減少は3ページに書いてあるとおり500メートルではなくて5.2キロですね、

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

【〇〇委員】 山津波等で、土砂で川が、中くらいのもよく埋まるのですが、一級河川指定したところが埋まって、もう一度そこが流れが出てしまったというようなことが起こったときには、どういうことになるのでしょうか。場合によってはもう一回復旧ということでしょうか。

【事務局】 地震が起こったのが平成20年でございまして、それからもう4年ぐらいたっているということで、一応、ここの部分の手当てをするための工事が終わった段階で、今回、ここの河川指定をどうするかという整理をしたものでございますが、その結論としましては、埋もれたところはもう完全に河道が埋没してしまって、現状では復帰する可能性がないという判断で、廃止になり、区間減少にするということでございます。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょう。

〇〇委員。

【〇〇委員】 紀の川の大滝ダムの話ですが、15ページを見ますと、湛水域が精査によって拡大というか、カウントしていなかった部分があったというふうに見るのでしょうか。ダム湖に流入する河川で管理するところが増えたということ以上に、この場合は湛水域の精査によってそうなったということ。15ページの絵の描き方がほかのものと違ってありますので、確認だけお願いします。

【事務局】 はい。参考資料としまして、13ページの、先ほど、5項目の要件がございましたが、この④のところで、河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間で一体として管理を行う必要がある区間というふうな考え方が書いてありまして、湛水区間というのが、この「当該区間と一体として管理を行う必要がある区間」に該当するという事なので、湛水域がこれだけ、140メートルほどあるということが判明したので、その部分を河川指定するというところでございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。ちょっと確認したいのは、例えば本川ですと、湛水域でなくてもダムに流入するある部分が、場合によっては直轄、一級水系指定の場合もあるけれども、この場合はそういうものではなくて、湛水域の面積の読み違いだったということよろしいですか。

【事務局】 はい。この案件はそういう処理でございました。

【〇〇委員】 わかりました。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 昨年の議論を踏まえてということで、大分様相が違っているというか、非常によくなったのではないかと思います。仕組みのところちょっと伺いたいのは、今の資料1-2の13ページで、どのようなものを一級河川指定しているかという5要件があるのですが、これは具体的には内部基準があるわけですね。その名称を教えてい

ただきたいということと、それから、一級河川で指定区間外と指定区間というふうに分けるわけですが、これの基準についても内部基準があるのだろうと思うので、その正式の名称を教えてくださいということでございます。

【分科会長】 それでは事務局、お願いします。

【事務局】 こちらは、河川法施行規則2条の2を参考としております。お手元の河川六法ですと16ページ、17ページでございます。この省令の2条の2は、見出しとしては「指定区間の指定の基準」ということで、要するに指定区間と直轄区間をどのようなメルクマールで分けるかという条文ですが、その柱書で1号というのがありまして、そこはこちらの資料でまとめました、河川の形状及び流水の状況並びに流域の地形及び土地利用の状況等から一体として管理する必要がある区間であって、次のいずれかに該当するものということ、イ、ロ、ハ、ニとありまして、イが治水の観点で、ここはちょっとわかりにくいのですが、イ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当するものが直轄区間となり、それに当たらないものを指定区間にするという、そういう裏返しの裏返しみたいな規定の仕方になっているのですが、治水の観点でみるとイについて、治水面で甚大な被害が発生するおそれのある区間は直轄ということなので、甚大とはいえない一般的な被害発生のおそれがあるところを指定区間にしてもいいよ、という考え方になっています。それからロは流量とか水質の観点。ハが環境の観点。ニが利水などの利害の調整をする必要があると認められるものという規定になっておりまして、ここの施行規則の中では、どういう観点で指定区間か直轄区間かを分ける考え方が示されているのですが、どういうものを一級河川として指定するかということを決めた規定は、実は省令にはありません。ただ、やはりこのイ、ロ、ハ、ニの検討の対象となるものを一級河川として指定するというのが基本的な考え方で、その中で影響が大きい小さいかで、直轄管理と知事管理の区分が、この省令の2条の2で示されているということですので、実務上の判断として、①から④についてはこのような治水あるいは流量、水質、あるいは環境、④は今度はダム観点で、要するに河川管理施設かどうかということですが、こういった、多少実務的にこういったものを指定するという要件を加味しまして、この紙にまとめておりますので、この中身そのものがどこかの条項に直接書いてあるということではありません。

【〇〇委員】 それは問題ではないというご認識ですか。随分すかすかとかいうか、実務上そういうやり方をしているということはどこかに根拠はないんですね。実務上、まさに運用としてやっておられて。じゃあ、この13ページに書いてある①から⑤というのは

今回初めて作文されたと理解していいのですか。

【事務局】 この省令の規定を基本にしなが、実際にこういうものを河川指定するという観点で整理したのがこのペーパーでございます。

【分科会長】 前回ですね。前回の会議で、この点が出てまいりました。

【〇〇委員】 この点が出てまいりましたというのは。

【分科会長】 〇〇委員から、もう少し判断の背景が分かるように説明するようにという要望がございまして、前回、これについてかなり時間をかけて、説明をいただきました。

【〇〇委員】 そうすると、審議会の承認した文章ということですか。

【分科会長】 私は、今、事務局が言われたように、実務的な面を配慮しながらこういうふうにして、この委員会として皆さん十分理解した上で審議していただくということをつくっていただきました。

【〇〇委員】 そうですね。普通に、素朴に思うと、河川法の規定で、一級河川、国土保全、または国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものとなっていて、その「国土保全あるいは国民経済上特に重要」というところをどうやって具体化するののかというのが一つ課題としてあって、これは水系の話なんです。それで、それに係る河川で国土交通大臣が指定したものを一級河川と言っている、そういう法律になっているので、そうすると、じゃあこの指定の要件というのは何だろうかと、当然考えるわけですよ。法律を具体化していくということになると。そうすると、その指定要件というのが、普通は素直に考えると、どこかに具体的に、規則等で書いてあるというふうに理解すると思うのですが、ところが今のお話ですと直接にはなくて、施行規則を解釈運用している実務上の扱いというのがあり、それを審議会の議論を通じて、この13ページの文章のようにしたということだと思うのですが、あんまり形としてはきれいじゃないなという印象がありまして。少し、形式としては問題があるような気がします。まあ、指摘にとどめますが。だからどうということはないのですが、ちょっと気持ちが悪いくところだと思います。

【事務局】 そこは担当者としても同感でございまして、本当は一級河川の指定という基準が法令上にあつてしかるべきという考え方は当然あると思いますが、今の省令の書き方というのは、指定区間を切り出すための要件という、そういうような規定をしているということですので、そこは、何を一級河川に指定するかというのは、実は運用の中で決まっているというのが現状の姿だと理解しています。

【分科会長】 ということでご了解をお願いします。先生は法律に詳しい方で、私ども

は河川法について審議するとき、最低限の共通の理解をした上で十分議論しようということで、わかりやすくつくってくださいというのが私からのお願いでもありました、もしも先生がいろいろお考えになって、もう少しこういうことも必要だというのであれば、ぜひ事務局のほうにまた伝えていただければと思います。

【〇〇委員】 法治国家って形式が大事なので、気持ちが悪いなど。

【分科会長】 はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはございますでしょうか。どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 どうもありがとうございました。僕はこの視点というのはよくできているなどと思って。こういうのを、あとは〇〇さんとかが、法律の難しいのが得意な人に相談して、どういう体系にすればそういう表面からもちゃんとするのかどうかというのを捉えればいいのだけれど、エンジニアリング的にはよくできている感じがしますよね。

それであと、きょうの案件はもう全部、僕はオーケーですが、反対に、もう工事が終わったからいいもんね、というやつでしょう、これ。だからもう一級じゃなくたっていいもんねと、そういうやつですよ。そうすると、法体系上はこの審議会にかけてああだこうだとやれということになっているのだけれど、やはりなるべく簡素化の方向で、かくかくしかじかの条件のものはいちいち審議会なんかやらなくたって決めちゃえばいいもんねと、そういうふうな方向に行くべき。きょう、幾つかのやつはね。という感じもするんですよ。

だから、今何かしろということではないのだけれど、ぜひ、手続の簡素化という方向にも、ちょっと〇〇先生のご指導で、これから議論をやっていただく、一つの事例かなとも思いましたので、感想を申し上げました。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ご意見、勘案させていただいて、事務局とよく議論をさせていただいて、またご回答したいと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、もう時間も大分かけましたので、ただいまの付議条件に対する当分科会の結論を出させていただきたいと思います。

ただいまご審議いただきました「河川法第4条第1項の一級河川の指定の変更等について」は、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

次の審議事項に移らせていただきます。「青森県陸奥湾沿岸及び下北八戸沿岸の残部、高

知県、徳島県及び宮崎県における津波浸水想定について」でございます。本件は、本年3月13日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、3月27日付で当会長から河川分科会分科会長に付託されたものであります。

それでは事務局から説明をお願いします。

【事務局】 ○○でございます。資料でございますが、資料2-1、2-2、2-3、それと主に参考資料4ということでA3判のものがついておりますので、これを主に用いましてご説明をさせていただければと思います。

まず資料2-1でございますが、ページをめくっていただきまして1ページ目、2ページ目に、津波防災地域づくりに関する法律の概要ということで、2ページ目に概要のフローチャートを載せてございます。基本方針を国土交通大臣が定めて、その後、津波浸水想定を都道府県知事が設定すると。その津波浸水想定に基づきまして、市町村が推進計画を定めたり、また都道府県知事が津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域を設定するというような体系になってございます。

1ページ目に戻っていただきまして、下の箱の右肩のところ、津波防災地域づくりに関する法律第8条ということで、4のところには、都道府県知事は設定したときには国土交通大臣に報告するということと、国土交通大臣は報告を受けたときには社会資本整備審議会の意見を聞くものとし、必要と認めるときには都道府県知事に対し必要な勧告をすることができることとするという規定になってございます。

ページをおめくりいただきまして3ページ目でございます。前回の、昨年10月のときに、茨城県——これは全国初でございますが、茨城県と青森県の一部地域について審議をいただきました。

今回ご審議いただきますのは、徳島県、高知県、宮崎県、それから青森県の一部が、今回の審議の対象でございます。

では順次ご説明させていただきますが、主に徳島県の資料を使ってご説明させていただいて、ほかの県につきましては参考資料の4で全体をご説明させていただければと思います。

資料2-2でございます。これが徳島県知事から国土交通大臣宛に報告があったものでございます。

ページをめくっていただきまして一番頭に文章がついてございます。その後、報告資料ということで、徳島県の浸水想定図がついてございます。それと中ほどを見ていただきま

すと、参考資料ということで、津波浸水想定 of 解説というものをつけさせていただいております。これを取りまとめているものが資料2-3でございます。

資料2-3を見ていただければと思いますが、徳島県沿岸における津波浸水想定 of 説明資料ということでございます。

ページをおめくりいただきまして1ページ目でございますが、徳島県につきましては、海岸の総延長が約393キロということで、主に特徴的には瀬戸内海 of 讃岐阿波 of 沿岸、それから紀伊水道西沿岸、それから海部灘沿岸ということで、おのお of 讃岐阿波につきましては海岸線に山脈が迫っていて平地が少ないような地形であると。紀伊水道西沿岸につきましては、特に砂浜を有するような海岸形状と。海部灘沿岸につきましては、主にリアス式 of 海岸を形成しているというようなことでございます。

2ページ目は基本的な考え方でございますが、この前もご説明させていただきましたが、津波浸水想定を設定するに当たっては、最大クラス of 津波を設定するというようなことでございます。

3ページ目をおめくりいただきますと、過去に徳島県沿岸で来襲した記録がある既往 of 津波を整理しております。

そういう整理を見た上で、4ページ目でございますが、津波浸水想定津波につきましては、内閣府が昨年8月29日に出しております内閣府南海トラフ of 巨大地震モデル検討会が公表した津波 of 断層モデルを用いて設定しているということでございます。

詳しくは5ページ目でございますが、内閣府から昨年8月29日には11 of モデルについて公表されております。そのうちの4つのモデルということで、ケース3、9、10、11ということで、これは内閣府がケース分けをしているものでございますが、そのケースが、基本的には徳島県に対して最大 of 津波を起こすということで設定をしてございます。

6ページ目でございますが、これにつきましても、各構造物 of 設定条件を示しているフロー図でございます。基本的に、最大クラス of 地震が起きたときに、まずその施設が耐震設計をされているかどうかというチェック。耐震設計がされていれば、どのぐらい沈下するか。されていないということになりますと、コンクリート構造物は全壊するということ。また、盛り土 of 構造物については75%が沈下をするということで、これもこの前ご説明させていただいた、全国 of 事例から持ってきているものでございます。

7ページ目でございますが、設定した津波浸水想定 of 項目ということで、法律的には浸水域、どこまで浸水するかという図面中表示することと、浸水深をあらわすという形にな

っております。下の図にありますように、津波が来る時間ということで、基本的にその上下にプラスマイナスでおおむね20センチ、海面の変動が起きるときを津波の影響時間とさせていただきます。また、津波は何波も参りますので、最大、津波が来る時間というものも計算上は出てくるということでございます。

計算結果でございますが、8ページ目でございますが、徳島県については地域海岸を1から7と分けておりまして、その海岸のところでおおのどの程度の津波が来るかというようなことを表示しております。また、津波の影響開始時間ということで、プラスマイナス20センチの変動が起きる時間をあらわしています。また、徳島県については、最大の波の到達時間をあらわすということで、このような形で表現がされているということでございます。

9ページ目でございますが、設定した津波浸水想定を、今後どういうふうに徳島県の中で活用していくかというものでございます。津波防災地域づくりの推進ということで、津波避難意識の向上、特にワークショップ等を開いて、正しく津波のリスクを認識するというようなこと。また、津波避難体制の構築ということで、今回の最大クラスの津波から、避難場所はどこがいいのか、避難経路はどうか、避難する高さはどうかというようなことを検討するというので、徳島県の中では、徳島市では472カ所を、昨年度末時点で津波避難ビルと位置づけるというようなことをしてございます。また今後、津波災害の警戒区域の指定をしていこうということで、連絡調整会議を関係市町村、また四国地方整備局、徳島県等で行っているというようなことでございます。

以上でございますが、参考資料の4を見ていただければと思います。A3判の参考資料の4でございます。高知県、宮崎県、青森県につきましては、今、徳島県でご説明させていただいたような内容をまとめさせていただいておりますので、こちらでご説明をさせていただければと思います。

高知県でございますが、高知県につきましては、全沿岸を25の地域海岸に分けるというような形で設定をしております。

想定津波を起こす断層モデルでございますが、これも内閣府で公表されております11ケースのうち、ケース3、4、5、9、10、11というケースを使って実際に計算を行い、最大となるところについて設定をしているということでございます。

下でございますように、内閣府のほうでは、大きな地盤変動が起こる位置をずらしながら、ケース11まで検討されておりますので、ここで徳島、それから高知のようなところ

で最大になるものを使っているということでございます。

高知県でございますが、その資料4の2ページ目でございますが、県内の最高の津波の水位ということで、高知県につきましては、前回、昨年8月29日もしくは3月31日に出されたときに、黒潮町で34メートルを超えるという数字が出てございました。今回の公表に当たっては、津波の最高水位というのは公表してございません。ただし、津波の最大浸水深ということで、避難であるとかそういうものに活用できるデータにつきましては公表しているという形でございます。それから、沿岸に津波が到達するまでの時間でございますが、最短では高知では5分以内ということでございます。浸水面積でございますが、192.6平方キロということでございます。

比較として、内閣府の公表値を載せさせていただいていますが、この違いにつきましては、前回もご説明させていただいたように、施設の破壊の条件などを詳細にとらせていただいていたたり、また、地形のデータをより詳しいものを使っているというようなことで差異が生じているということでございます。

重要施設の浸水深ということで、県庁や市町村の庁舎、また空港などについて載せさせていただいております。また、高知県の中でどういう取り組みをしていくかということで、推進計画の作成や警戒区域の設定というものを行っていくということと、あと、ハザードマップの見直しということで、先行して行われておりますが、ハザードマップをもう一度この浸水想定を見て直していくということでございます。

宮崎県でございますが、参考資料4の1ページ目にお戻りいただきまして、宮崎県については、沿岸を7つの地域海岸に分けるというようなことにしております。断層モデルでございますが、内閣府が公表しております南海トラフのケース4と11というものと、それから宮崎県が独自にモデルをつくっております、想定地震津波ということで、これは資料4の宮崎県の下のほうに宮崎県独自モデルというものがあるかと思えます。ここににつきましては、日向灘の下のほうに断層の位置を延ばしまして、日向灘で発生する地震が周辺の一定域まで拡大するというようなモデルを使っております。このようなモデルを使って、最大になるものを計算をされているということでございます。

2ページ目でございますが、宮崎県のところで、県内の最高津波の水位ということで16メートル、串間市内ということで、また最大の浸水深も16メートルということでございます。

また、沿岸に津波が到達するまでの時間でございますが、これは沖合30メートルのと

ところでプラス1メートルの水位変化が確認されるまでの時間ということで、これについては14分ということでございます。

浸水面積、それから重要施設の浸水状況も、こちらに表示させていただいているとおりでございます。

宮崎県におきましては、県・国・市の連絡会というものを開催しておりまして、特に宮崎市、日向市をモデルケースとして、推進計画を先行的に策定するということを進めていきたいということでございます。

最後でございますが、青森県でございます。青森県につきましては、太平洋側につきましては前回、昨年10月のところで設定をさせていただいております。今回につきましては、八戸の下北八戸沿岸の残部というところと、陸奥湾の中のところについて、浸水想定の設定、報告があったものでございます。

こちらにつきましては、津波の断層モデルでございますが、①、②、③ということで、これは青森県が独自に設定しているものでございます。①につきましては前回この場で報告させていただいた太平洋側の独自の断層モデルというもの。それから、特に陸奥湾の中につきましては、平成24年の青森湾西岸断層帯、入内断層と言っておりますが、独自の断層モデル、21年に産総研のほうで結果を報告しているもの。それと、③につきましては青森県平館断層独自断層モデルということで、これは24年に産総研が結果報告をされているものをもとに想定しているということでございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目の青森県のところでございますが、今回設定した沿岸というところにつきましては、県内の津波の最高水位、最大水深というもの、それから到達時間でございますが、これは海岸線のところで起こっているということで、地震が起きたときに到達するというような想定です。それから浸水面積でございますが、13平方キロというものでございます。重要施設の浸水等については表示のとおりでございます。こちらにつきましても同じように国・県・市での意見交換会をして、早期に推進計画をつくっていくということ。また、避難計画をつくっていくというような取り組みをしているということでございます。

資料の2-1にもう一度お戻りいただきまして、今後の取り組みについて若干ご説明をさせていただきたいと思っております。資料2-1の4ページをお開きください。

これまでにつきましては、浸水想定を設定するための手引というものをつくって、昨年10月にも更新をしているということでございます。また、相談窓口をつくっているとい

うことと、津波につきましては県をまたがるような配慮も必要だということで、全国を10ブロックに分けて、昨年から10ブロックで意見交換会というものを大体2回程度、実施させていただいております。

また、日本海側につきましては、昨年の内閣府の南海トラフのような国での想定というものがないというようなご要望もございまして、日本海側における大規模地震に関する調査検討会というものを、ことしの1月から3回にわたって行っているということでございます。

5ページ目をおめくりいただきますと、今後どういう取り組みを行っていくかということでございますが、津波浸水想定の設定に関しては引き続き都道府県を支援していくということで、先ほどご説明させていただいた日本海側での検討会や、最大クラスの津波がどういう形で計算すればいいのかという相談窓口をブロック意見交換会等も通じて技術的な支援を行っていくというようなことでございます。

また、津波浸水想定を設定するのが最終目的ではなくて、それをもとに津波に強い地域づくりをしていくということで、警戒避難体制の検討や、その他施設の整備ということで市町村の支援をしていきたいということで、モデル地域等を選んで、しっかり推進計画をつくっていくというようなことで、和歌山や宮崎というようなところで、国・県・市町村が一体となって検討を進めていくというようなことでございます。

また、実際に行っていくときのマニュアルということで、津波高潮ハザードマップの改定や、津波防災まちづくりの計画策定に係る指針の策定(都市局)と書いてございますが、などをすみやかに出したいということで作業を行っているところでございます。

6ページ目につきましては、先ほどご説明させていただいた日本海における大規模地震に関する調査検討会の概要でございます。今年度3回設定をさせていただいておりまして、行っておりまして、25年度につきましても継続して進めていくということでございます。

また、7ページ目、8ページ目につきましては、和歌山県における連絡会ということで、和歌山県沿岸の6市10町、それから県土整備部、また近畿地方整備局の企画部を中心として、特に河川関係だけではなくて、都市部局、道路部局も一体となって、津波に強い地域づくりを進めていくという連絡会を進めているところでございます。

8ページ目でございますように、各市施策の紹介やアンケート調査、ワークショップ、また先例地の調査を実施してきておりまして、今後も早期に推進計画が策定できるような支援を行っていきたいと考えてございます。

9 ページ目でございますが、こちらは宮崎県での取り組みということで、ことしの2月13日に浸水想定が宮崎県から公表されておりますが、20日には推進計画の策定連絡会ということで、沿岸市町村が集まった会議、国・県・市が一体となって進めていきたいということでございます。特に、モデル地区として宮崎市、日向市を選定して、実際の推進計画の策定の具体的な取り組みを進めていくというようなことでございます。

説明は以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

【〇〇委員】 とても基本的なことなのですが2つ。1つは、最大津波水位と最大浸水深というのが示されているのですが、最大の遡上標高というのはなくてよろしかったのかというのが1つです。それはもう地形依存だから、最大津波水位と最大浸水深を示しておけば、あとはずっと続く低地であればだらだら行くし、急勾配のリアスであれば上がってしまう、それはもう地域地域に推定させるということであるのか、それが1つです。

もう1つは、だとしても、いただいた資料ですが、資料2-3の浸水域図というのは、これは低平地が非常に長くて、だから津波水位で、それ以後、最大津波の高さより水が上がらないという前提で描かれた絵です。ところが、資料2-4、ほか詳細は見ていませんが資料2-4の図は全て、言ってしまうえばリアスの流域に遡上している想定になっていて、したがって、津波水位をはかっている波のてっぺんよりもはるかに高くまで津波がせり上がった絵になっていて、実際に地域に住んでいる人が心配するのは遡上を心配しますので、遡上高の扱いを国土交通省としてはどうなさるのか。ここに書き込むのか書き込まないのか、それはもう各地域で微地形の地図を使って想定しろよということなのか、ちょっとそこを知りたい。

【事務局】 ありがとうございます。まず、資料2-3の今ご指摘があった多分7ページの図と、それと資料2-2を見ていただきますと、下に13ページとある図がございしますが、徳島空港が浸水している図でございますが、この資料2-2の13ページで指摘しているのが、これが浸水する範囲がどこでしょうかということで、この範囲のところが遡上高を示すことになっていて、数字的にはちょっとお示ししていないのですが……。

【〇〇委員】 よくわかりました。だから、一凡例のように書かれているけれども、それは一凡例ではなくて、やはり低平地がうんと奥まで行っているところの絵なんですね。

【事務局】　　そうです。

【〇〇委員】　　だから、それは区別してというか、両方事例が出ていたほうが、普通の人が見たときにぎょっとするのではないかという。

【事務局】　　はい。

【分科会長】　　それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】　　今ご説明いただいたものについて、特に今日のご報告は太平洋側ですので、いずれにしても断層モデルが南海トラフかあるいは東北太平洋沖地震津波のモデルですから、中央防災会議から皆さんの合意を得たモデルが出ているので、その前提については今、現状としてはもう最善のものを使って妥当であると思いますし、シミュレーションの手法についても、いち早く国土交通省からマニュアルが出て、それに従っていますので、結構だと思います。さらにそれを使って、ブロック別の意見交換会でしょうか、やはり都道府県レベルですと、あるいは市町村のレベルですとノウハウがなかなかないということがあるので、そういうものを使っているということは非常にいいと思います。

それで、そういうものを使って、最終的には津波防災地域づくり法というのは警戒避難体制を整える、その中でも特に、一つ、その中の柱の一つというのは避難体制を整える、避難計画を立てるということですので、その目的からして、まず一つは、きょうお見せいただいたもの、あるいは決まっているものが浸水高ですから、浸水高が非常に高いところがあって、これは避難するということになると高いところへ当然避難しなければいけないのだけれど、この最大クラスですと避難し切れない場所も、現状としては例外的ですが、でも、かなりあります。もちろんご承知だと思います。そういうところについては、なかなか、最大クラスの津波に対して、安全に避難できるところがどこです、というのが現状では言いにくいところがある。したがって、津波避難タワーを設置するとかいうことがやられているわけですが、津波は、極端に言えば、実はあした来るかもしれない。それができるまでに来るかもしれないということもありますから、現状で最大クラスの津波に対する浸水高よりも必ずしも高くはないところも、暫定的には津波避難ビルとして指定するというようなことを、暫定的には積極的にやっていただきたいと一点思っています。そうしている間に、きちんと避難できるような避難施設をきちっと整備してほしいというのも、当然同時にあります。

2点目は、避難するときに大事なものは、浸水高も当然大事な情報ですが、避難時間を何分とれるかというのは極めて大事な情報でして、これは、きょうご紹介いただいた県の中

でも、時間をかなり重視して皆さんに情報を開示しているところがあります。こういうものなどはぜひお手本にして、避難時間がどれだけとれるのかというのをわかるようにしていただきたい。きょうの資料は、ほとんどのものは沿岸まで何分で来るかというのわかるわけですが、自分の住んでいるところに何分で来るかというのは非常に重要で、それが何分逃げられるかというところに効いてきます。かなり厳しいと言われている県、例えば高知県などでも、海岸保全施設などの存在を前提にすると自分のところまでは30分余裕がある、というようなことは相当あるのです。30分あれば相当逃げられるところもあるというのに対して、ただ単に「沿岸までは5分で来てしまう」とか言われると、なかなかあせるばかりでどこに逃げたらいいかわからないということがありますので、その辺のところをわかるように、私も専門家としてご相談があれば、都道府県の方々、市町村の方々に申し上げたいと思いますが、国も都道府県に対してそういうご指導をしていただきたいと思います。

それから3番目は、最後ですが、その時間を決めるとかいうのは、やはりハードの施設との組み合わせで決まってくるものなので、現状の浸水想定としては、これはもう現状ですからしようがないわけですが、それで避難の時間がとれないとか、浸水高が高いとかいうところについては、特にハードの施設整備というのをぜひ考えていただきたい。今のところ決まっているのは、最大クラスではなくて、それよりも発生頻度の高い津波に対しては、浸水しないように海岸保全施設を整備するということは決めたわけで、それはもう、できるだけ早くやっていくということだと思いますが、その海岸保全施設の効果の中には、ほとんど似ているのだけれど、実は厳密に考えるとイコールではない、津波の浸水というか到達時間をおくらせる効果というものがあるはずなので、これをぜひ、発生頻度の高い津波に対して海岸保全施設を整備するときに考慮をしながら整備をするということが大事ではないかと思います。それは高さの問題もありますし、耐震補強の問題もあります。その辺のところをぜひ、ハード整備とともに、どちらかというところの津波防災地域づくり法はソフトに多いわけですが、ハードとの組み合わせということをぜひ考えていただきたい。この3点です。

以上です。

【分科会長】 今の3点、ご意見をいただいて、ご専門の立場から言われましたが、何かお答えすることがありましたら、どうぞお願いします。

【事務局】 はい。まず、L2以下の津波が起こる可能性もあるのですから、そういう

施設をL2以上でないにつくらないということではなくて、現状あるものについても活用していくということについては、今後とも市町村と打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

また、避難時間がどれだけとれるかということで、そこにつきましては、各県、非常に考えておられまして、一般に公表しているものと市町村に公表しているものの中で、そういう数字も入れた上で避難計画をつくるようなことも考えているようでございますので、そこについては引き続き、県との打ち合わせも密にやっていきたいと思っております。

また、ハード施設の粘り強い効果ということでございますが、今の整備の計算の仕方については、耐震設計をしているかしていないかということと、乗り越えたら破壊されてしまうという単純な計算になってございますが、もともと耐震設計を今後やっていけば、地震でも沈下をしないということについても、津波をおくらせる効果も出ると思いますし、また粘り強いというようなことについても、何らか技術開発の中で、こういうことをすればこれぐらい強くなるというようなことも、できれば見られるようなことを考えていきたいと思っておりますので、引き続き、施設整備によって時間を稼げるというようなことについては反映させていくというようなことで進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【分科会長】 では〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 私からは1点、お願いでございます。今後の取り組みということの中で、防災地域づくり、それから避難計画などがどんどん進められていくかと思いますが、この避難計画、恐らく住民の方には周知されたり、避難訓練が行われたりすると思うのですが、今回の4つの地図を見ても、主な観光スポットも幾つかございまして、本当に一時的に滞在されている方にどう情報が伝えられて、どういうように避難をしてもらったらいのかということが、住民の方と同時に、そういう議論を進めていっていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。特に高知、宮崎あたりは県庁の方々も、観光県ということで、観光でやっていく中で、こういう浸水想定をいかに観光の皆様にもお伝えするかというようなことについては検討されているということですので、そのような観点も含めて、今後県との打ち合わせを進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

【分科会長】 では〇〇委員お願いします。

【〇〇委員】 今回、この4県ということですが、お聞きしたいのは、ほかの県もこのように積極的に興味を持たれていないのかどうかをお聞きしたいのと、あとは、私ごとで

はありますが、私、海の目の前におりまして、とにかく1メートルでも上がりますと、うちのお店も、商売もできなくなってしまうわけですので、非常に毎日、地震と津波が来たらどうしようどうしよう、というような状況ではあります。

ただし、だからといって、大きな防波堤をつくってもらいたいとか、やはり風景や日本の美しい海岸線をいろいろなもので埋め尽くしてしまうことが本当にいいのかどうかということがあると思うのです。私はいつもiPadを持って歩いているのですが、フラッドマップというのを持っていて、ファイアーネットというところにつくっていて、きっと国交省の方々も見ていらっしゃると思うのですが、プログラミングで、大体ゼロメートルから60メートルまでの水位が上がると、自分で見られるのです。今ちょっと見ていましたら、この周辺、やはり皇居の周りってとてもよくできていて、それこそ30メートルの津波でもここに上がってこないというふうに、ちゃんと選ばれている場所なんだということがよくわかるのです。

恐らく一般の市民の方々は、私も含めてそうですが、自分が自分でどうやって守ればいいのかということの情報ってすごく重要だと思うのです。だから、各自治体にこういうフラッドマップを、自分の建物がどこにあるかということで、自分で見に行けるようなそういうインフォメーションブースみたいなものをつくられて、自分で自分のことを守れるようにするとか、あとは、災害の後に雄勝町へ行ってきたのですが、雄勝の子供たちが、雄勝小学校の子供たちが皆さん助かった理由というのは、リアス式海岸になっているわけですから、小学校のすぐ裏が山なのです。けもの道を校長先生が、とにかく何とかして、子供たちがけがをしても、傷ついても構わないから命だけはと思って、子供たちのお尻を押し上げるまでして、山をすぐ登らせたのです。そうしますと、地域によってどういう避難方法があるかということはみんな違って、やはり知恵ってすごく重要だと思うので、そういう知恵を、各地域に同じように一律化しているようなものではなく、むしろ各地域が自分たちで考えるためには、やはり情報というものから、インフォームド、ディシジョンメイキングというのがすごく重要で、雄勝のような、本当にけもの道を登らなければいけないようなところであるならば、裏山に今からすぐにでもはしごをつくるかして、あした、あと30分後に地震が来て津波があっても逃げられるような、そういう措置をみんなで考えて、早くつくれるようなテンポラリーなもの、あと、今後長期的に考えたときに、長いスパンで、今、〇〇先生もおっしゃったように、高い建物がなくてはならない場所もあるわけですから、そういうものの選び方というか、メニューの選択というのがすごく重要

だと思うのです。みんながただ悩んで、私のところに津波が来たときはどうしよう、ということだけではなく、もう少し自分たちの地域をもっとよく見られて、考えて、そして自分たちにとっていいプランニングをできるような情報提供を、もっと国交省のほうで積極的にやっていただけることが重要だと思うので、やはりソフトの導入の仕方というものも非常に重要ではないかなという感じがいたします。

【分科会長】 では前半の部分だけ、お答えをお願いします。

【事務局】 はい。資料2-1の後ろのほうでございます、15ページを開いていただければと思います。きょう、3月31日時点で、公表はされていますが国土交通大臣のほうに報告がまだなされていない案件というのが、まず熊本、岡山、和歌山、広島、香川県ということで、年度末までに公表はされていますが、まだ届いていないので次回になると思いますが、全体で今10県が公表されているという状況になってございます。海のある県が39ございますが、あと29ということでございますが、まだはっきりとはわかっておりませんが、順次、進めていきたいと思っておりますし、日本海側についても検討会を進めながら、なるべく早く出すようなことで、県とも打ち合わせを進めていきたいと思っております。

また、先ほど、情報を公開することによって、またタブレットとかスマートフォン、ICTのデバイスを使って、しっかり独自の取り組みができるような、というご指摘もございましたので、その辺のところについては、我々もなるべく早く情報を提供できるような体制を整えるとともに、各県のところでさまざまないいアプリケーションみたいなものをつくっているところもございますので、そういうことについてはしっかり情報の流通ができるような形で、また意見交換会で進めていければと思います。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 1点、素朴な質問と、あとはちょっとした意見ですが、この資料2-2などを例えば見ると、一枚めくるとどういう資料が報告資料ということについているということですね。

【分科会長】 はい。

【〇〇委員】 それで、浸水想定38枚というのはよくわかる。それから後ろの解説もわかるのだけれど、この参考事項2枚というのがどこについているのかよくわからなかったのだけれど、これ、わかりますか。最高津波水位分布というのと、影響開始時間及び最大波到達時間1枚というのが。

【分科会長】 一番後ろです。57ページ。

【〇〇委員】 あ、なるほど。そうすると、これはマップになっているわけじゃないんだ。マッピングされていないんですね。

【事務局】 マッピングはされていなくて、ちょっと法定事項ではないということで別刷りにはなっているのですが、公表されているところでは、こういう情報も浸水想定図の中に、例えば茨城県ですと入れていたかと思うので、そのところは、よい事例という、こういうふうにしたらどうかということで、各県のほうでこういうふうに見やすいですよということを……。

【〇〇委員】 徳島の場合には、津波影響開始時間は出ているけれど、最大波到達時間というのがないと思うのだけれど。ありますか。

【事務局】 最大波については、公表資料の中には……。

【〇〇委員】 というか、一番表紙のところには、それがありますよという、知事の判こまで押してついているけれど、そこ、資料がついていないんじゃないかと思うんだけど。僕の見間違いですか。

【事務局】 ちょっと確認します。申しわけございません。

【〇〇委員】 何が言いたいかという、県によって何が参考資料かが全然違っていたりとか。さっきの〇〇先生のお話にもあるのだけれど、要するに、一番やばそうなことを言って、それでとりあえずこうだということを使うということが目的になっている嫌いが非常にあって。それはそれで重要なことなのだけれど、さっきの4分だとか何とか言われたら、もう手も足も出ないな、となってしまうわけですよ。だけど、最大波高が来るのはもうちょっと先だったりすることもあるし、また場所にもよるし。それから潮位だって、これは満潮位を想定していて、地盤の沈下も1.何メートル下がるとか、まあそれは場所によるのだけれど、それも想定していて、その地盤の沈下だって未定要素はあるし、潮位だって何も最大潮位になるときばかり来るわけじゃないですよ。

つまり、この数字だけ見て、もうだめだなんて思うことじゃなくて、もうちょっと数字には幅があって、まだまだあんたら頑張れよ、ということメッセージとして伝えるのが、むしろ国土と都市と交通とか観光とかやっている国土交通省の使命ですよ。つまり、何か想定して突っ放せばいいというものじゃないんだ、というところが、もうちょっと国土交通省としては各地方に言うべきところではないかと思うのです。

そういうふうに考えると、公表すべき事項というのは、さっき伺った話では、県による

というか、それぞれまちまちかのような気もしたのだけれど、ぜひ、次回以降で結構なのですが、どの県は何をどういう表現で公表していて、どの県はそういうことをしていないかというのを整理していただけないかなど。それで、しかも国民の福利を考えるのだったら、それはやはり出すべきものはきちんと出して、さっき〇〇さんが言ったように、自分で考えて、自分たちで意思決定していくんだという覚悟と根性というものがなければ、本当はいけないんですよね。それにはやはり、これは出しません、なんていうことを言っているような県ではだめですよ。私はそう思いますので、ぜひそういうところも調べていただけたらと思います。

以上です。

【事務局】 わかりました。先ほどご説明させていただいたように、法定事項がこの2点に絞られていて、それ以外のものがばらばらになっているところがございまして、そこについてはちょっとまとめさせていただいて、こういうふうにするより皆さんにとってわかりやすいものになるということも含めて、まとめてご報告させていただくのと、各県との調整をさせていただければと思います。

【〇〇委員】 よろしくお願ひします。

【分科会長】 じゃあ、〇〇委員。

【〇〇委員】 今の〇〇先生のコメントと深く関連するのですが、法定事項については各都道府県で横並びというか、表現の方法等についてそろえられているのでしょうか。きょうの資料を拝見すると、例えば地図の縮尺とか、県によって5万分の1だったり2万5000分の1だったりするようにも思うのですが、そのあたり、どうなっているのか。それから今日の資料もそうですが、凡例のつけ方などによってはリアス型の集落なんかはもう全部真っ赤しかないような、対策の立てようがないというか、それこそ山までの距離しか考えようがない、みたいな表現にならざるを得ないようなものもありそうに思うのです。そういった、地域の集落規模なり、あるいは市街地の規模なりに合わせた表現みたいなあたりは国として何か指導されているのか。それとも、それはもう県にお任せです、ということなのか、お聞かせいただければと思います。

【事務局】 基本的には、図面の縮尺と、それから色の階級といいますか、色使いみたいなものについては、これがひな形です、というのはお示しさせていただいております。その中で、県全体をあらわすときに、どうしてもなかなか見づらくなってしまうような図面になるときに、県の中で調整されているということはあろうかと思っておりますので、そのの

ところについては、どういうふうな形が、ちょっと横並びも見てみたいと思います。

あと、市町村に実際に伝わるときには、10メートルメッシュのデータが行っておりますので、例えば大きな市町村であればこういう縮尺でこういう色で、という作り方もあるかと思いますが、そこは見て、例えば地元の方はわかる、ただ観光客の方からすると、いろいろ色のあれが変わっているとわかりづらいということもあると思いますので、そこについては、ちょっと全体のところを見ながら、もうちょっと整理をさせていただければと思います。

【分科会長】 いろいろご意見をいただきました。ありがとうございます。前回、茨城県、青森県。そして今回4つの県について、県によって表現が違ったりしておりますが、これはいろいろ検討してきた結果、わかってきたこと、工夫したことも随分あります。今後さらに積み重ねる中で、きょうのようなご意見を入れていただきながら、よくしていただくという方向で行ければいいのではないかと思います。

それで、これも付託されたもので、まだ議論があるかと思いますが、私が今申し上げた方向で、きょう皆さんからいただいたご意見も含めて、次回に向けてさらにご検討いただくということ、そういうことをやるということの上で、皆さんにお伺いをしたいと思います。

付議案件に対する当分科会の結論を出させていただきたいと思います。ただいまご審議いただきました「青森県陸奥湾沿岸及び下北八戸沿岸の残部、高知県、徳島県及び宮崎県における津波浸水想定について」は、当分科会として適当と認めることといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それではそのようにいたします。

両審議事項につきまして、各委員からいただきましたご意見等はいずれも貴重なものでございますので、今後、事務局におきましてもこれを十分検討し、施策の上に取り入れていただきたいと思います。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当であると認めるときは審議会の議決をすることができることとされておりますので、本日の審議事項2件につきましては、会長の承認を得て、審議会の議決といたしたいと思います。

続きまして報告事項に移らせていただきます。最初の報告事項は、「安全を持続可能的に確保するための今後の河川管理のあり方について（答申）」でございます。

資料3をごらんください。昨年6月21日付で国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ、安全を持続可能的に確保するための今後の河川管理のあり方について諮問があり、本件は6月26日付で同会長から河川分科会分科会長に付託がなされました。当該諮問について、効率的かつ専門的な審議を行うため、河川分科会運営規則第1条に基づき、昨年7月31日付で当分科会より、安全を持続可能的に確保するための今後の河川管理のあり方検討小委員会に調査審議の依頼をいたしました。本小委員会の委員につきましては、諮問事項を踏まえ、工学、法学、建設マネジメントの学識者、国、都道府県の河川管理の実務経験者、河川沿川の市町村長に、委員長の私を含め13名の委員構成とし、昨年8月から審議を開始し、本年3月22日に答申内容を取りまとめたところであります。これを受け、4月2日付で社会資本整備審議会会長から国土交通大臣へ答申を行ったところでございます。

答申の内容につきまして、事務局より報告をお願いします。

【事務局】 答申につきましては、今回5年ぶりということでございます。答申は大臣から諮問を受けて、諮問機関の審議会から意見を具申いただくものでありまして、役所の側といたしましてはこれをしっかり受けとめて具体化するということで、これまでも河川法の目的に環境を追加したり、あるいは土砂災害防止法の制定のときにも答申をいただいたものでございまして、今回も、この答申を受けまして河川法及び水防法の改正の作業を進めているところでございます。

まずは答申の内容につきまして、事務局のほうからご報告を申し上げます。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。お手元の資料3の1ページをお開きいただきますと、A3の見開きが答申の全体像でございます。大きくは3つ、1.の安全を持続的に確保するための管理から、3.の自然・エネルギーとしての河川の利活用、この3つに加え、一番右のところがございますが、今後の河川管理を巡りさらに検討すべき課題と、こういう構成になってございます。

それでは、2ページ以降で簡単に、主な内容についてご紹介をさせていただきます。

まず一番最初の柱でございます、安全を持続的に確保するための管理といたしまして、まず管理水準の持続的な確保ということで、河川管理施設及び許可工作物につきまして、点検等の適切な維持管理が実施され、必要な維持管理水準が確保されるように制度整備を図るべきと。これは、後ほどご説明があると思いますが、河川法の改正事項でございます。

それから、管理技術を継承する人づくり、仕組みづくりといたしまして、まずは河川台

帳や施設台帳等のデータベース化を急ぐべきである。それから、河川内でさまざま活動しております地域の市民活動等について、担い手としての位置づけを明確にする制度整備を行うべき。これも河川法の改正事項でございます。

それから、都道府県等への支援体制といたしまして、さまざまな助言を行う体制を地方整備局等を窓口にして整備していくべきというようなことでございます。

それから、河道システムにおける施設管理ということで、河道と施設、これを一体の河道システムとして河道の変化や施設の安全性を予測する技術の研究開発を進めまして、これを実用化する手法を検討すべきということでございます。

それから次の戦略的マネジメントということで、1番目は、さまざまな個別施設がございますが、この長寿命化計画の作成を早急に進めるべき。それから、戦略的マネジメントの導入といたしまして、中長期的な維持管理・更新費用のマネジメント手法を導入すると。そのための総合的な推計手法の検討を進めるべきということでございます。

次の3ページに行ってくださいまして、2つ目の大きな柱でございます、危機管理対応力の向上といたしまして、地域の防災力との強固な連携。1つ目は、河川の管理と水防の連携を強化するために、河川管理者から水防管理団体への的確な情報提供等を水防計画に明記する等の制度整備を行うべき。これは水防法と河川法の改正につながってございます。

それから、地下街、要援護者利用施設、民間企業等に対して、避難確保や浸水防止、また自衛のための対策の促進を図る制度整備を行うべき。これは水防法の改正として作業しております。

それから、3つ目の柱でございます、資源・エネルギーとしての河川の利活用は、まず、エネルギーとしての流水の活用促進ということで、既許可水利権を利用した従属発電の水利使用につきましては、登録制を導入する等によりまして手続の簡素化・円滑化を図るべきである。これは河川法の改正事項でございます。

それから、担い手としての民間企業の役割の拡大。バイオマス資源として、民間企業等により河川内の樹木が利活用されるように、採取のルールづくりを行うべきということでございます。

これら、1から3までの大きな柱につきまして、取り組みのフォローアップということで、取り組み状況について適切にフォローアップを行うべきという答申の内容をいただいております。

最後に、今後検討すべき項目等として、今ご説明いたしました速やかに具体化すべき取

り組みのほかに、答申の最後のところで、今後の河川管理を巡り、さらに検討を行うべき課題として、大きく2点についてご指摘をいただいております。1点目は、現況の治水安全度や計画規模を上回る洪水への対応に向けて、具体的に水害リスクの評価、治水施設等による対応、流域における被害軽減等について課題の提示をいただきました。

2点目は、魅力ある河川を残していくために、総合的な河川の管理、まちづくり等と一体の取り組みについて課題の提示をいただきました。

これらの課題につきましては、水管理・国土保全局としてしっかりと受けとめまして、課題への対応について別途委員会等において今後検討を進めていく予定としております。

説明は以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願ひします。

【〇〇委員】 時代にマッチした新しい河川管理のあり方の答申だと思います。ただ、もう何十年も前になるのですが、80年代かそのころにも、今後の河川管理のあり方というのが答申され、河川の管理は治水・利水・環境の3つの目的を持ってというのが河川法改正につながってきたというものと認識しています。こんかいのものがこうしたものから、どういうふうに変質のものになったのかということ、少し説明していただけないかなという気がしました。

その河川法改正の前にあった今後の河川管理のあり方というのは、今後の河川の――河川というのは計画を立ててきちっと設計して施工して管理していくという仕組みの中で、何を目的としていくのかということが述べられたと思うのですが、今回、その後の流れの中で、例えば河川砂防技術基準の改訂で、河川維持管理というものを技術としてきちっとクローズアップしてこようとして来られました。すなわち、河川を構造物あるいは施設としてしっかり位置づけてきた中での今後の河川管理のあり方だというふうには、私は思いました。

その中で、やはり計画の話、河川砂防技術基準からいうと調査、計画、設計、それから実際には施工にかかわること、それから維持管理というものを通してやっていく中で、やはり欠けていたのは河川を施設としてどんなふうに関能を維持していくのか、施設として維持していくのかということに関心が出てきている中での、今後の河川管理のあり方だという位置づけがかなり大きいのではないかという気がしました。それは非常にいいこ

となのですが、もともとある河川の管理の仕方、河川にはどんなふうな機能を持たせて、どんなふうに計画して、どんなふうにつくり上げていくのかという話、すなわち非常に大きなスタンスと、河川という施設をどんなふうにしっかり機能を確保していくのかという技術の問題と、2つの側面があるのですがそれらが、うまくまだ融和していないところがちょっと感じられます。

そここのところを、今後これを実務的に、あるいは技術的に発展させていかれる中で、ぜひ注意して、この方向で進めていっていただけたらということを期待しています。

以上です。

【分科会長】 ちょっと意味が分からなかったのですが、異質とか言いましたね、最初に。

【〇〇委員】 ちょっと違和感を感じたというのは。

【分科会長】 あ、そういう意味ですか。

【〇〇委員】 はい。河川管理というのは、河川の維持管理だけではなくて、調査して計画を立てて設計して施工して維持管理まで、これが河川管理の全体像なのですが、その中で一番今まで欠けていた、河川の施設としての維持管理が非常に重要であることを認識した上での答申になっているのはよくわかったのだけれど、その全体とのリンクの仕方が大事で、そここのところに今後の発展の期待をしたいということを述べました。

【事務局】 ありがとうございます。先生がおっしゃるとおりの面がございまして、この答申の表題、「河川管理のあり方」と、非常に広い範囲を含んだような表題になっておりまして、前段の議論はどちらかという先生がおっしゃったように維持管理の部分に注目して、今回早急に具体化すべき事項として、主に維持管理の部分について答申をいただいたわけでございます。広く河川管理ということであれば、課題のところに表記がありますが、今後の河川管理を巡りさらに検討すべき課題といたしまして、例えば先ほどおっしゃったような治水・利水・環境一体となった総合的な河川管理、これについてもまだまだ不十分なところがあるので、さらにそれについて検討を進めるべきだというようなことで答申をいただいております。先生が今おっしゃったようなことを踏まえまして、今後の議論につなげていきたいと考えております。

【分科会長】 ありがとうございます。

はい、どうぞ。

【〇〇委員】 今のお話と一部関連するかもしれないのですが、河川法改正以後に、特

に河川環境の保全管理にかかわるいろいろな検討の委員会があつて、多分ほとんど全てに参加しているのですが、例えば、以前にもあつた、持続可能な河川の管理という議論の中では、例えば河川環境管理基本計画をどうするんだ、多摩川を決めた、鶴見川は決めなかったけれど河川整備計画で実質一部盛り込んだ、あれは捨ててしまうのか捨てないのか、法定かというような話もたしか出ていて、具体的には何もまとまらなかったのですが。

それからさらに、多自然型川づくりではなくて多自然川づくりという形で、「型」じゃないよ、水系一貫で多自然をやるんだよというのも指針が出たところですが、なかなかこれも具体的に展開がない。さらには、2008年か7年だったと思うのですが、〇〇さんが委員長をされて、市民団体とどういふふうに河川管理を連携するのだと、かなり広範な徹底的な調査検討をやって、答申も出ているのです。これもいろいろな状況もあつて宙に浮いた形で、具体的なその後のフォローは多分ないと思うのです。

それらが、今回の検討で、そういう答申だとか審議事項というのが検討されたかどうかとても心配なのですが、されていてもされていなくても、そういう過去の国土交通省河川局としてやってきたいろいろな検討があるわけですから、ぜひそれをしっかり踏まえて、法律にどう書いてあるかは、僕はまだ今はわからないのですが、進んでいただきたい。

全体の印象で言うと、〇〇さんがおっしゃったことと同じかどうかはわからないのだけれど、やはり河川法を改定して、治水だけではなく——僕は治水が一番重要だという人ですから誤解されたくないのですが、治水だけじゃないよ、まちと川とをつなぐんだよ、生態系としても自然を大事にしていくんだよと、しっかり突っ張った部分というのが、さあ、どう受けられているのかというのがちょっと心配です。きょうは、特別にこういう対応をなさっているというお話は要らないのですが、ぜひ、ここ十数年の成果を無にしないように、しっかり引き取っていただきたいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。〇〇先生がおっしゃったように、過去何年か、河川環境に関しましては市民団体との連携から始めまして、直近では多自然型を多自然川づくりに変えたと。そして現場のほうにそれぞれ普及するようにいろいろ努力しているわけですが、いま一度、過去のいろいろな検討結果をレビューしてみて、また、去年は新しく生物多様性国家戦略が変わりましたので、その中でいろいろなことが、また新しいことも言われておりますので、そういうことも含めて、もう一度河川環境の管理のあり方について検討してまいりたい。

今回の答申の中ではそこまで議論はできませんでしたが、課題として先送りをされてお

りますが、しっかりとやっていきたいと考えております。

【分科会長】 ありがとうございます。私はこの委員会の委員長をやっております、まさにそういう議論も委員会で出ました。今まで答申出たけれどあんまり実行されていないよね、ちゃんとやらなきゃいけないんじゃないか、そういう時代になったというか、今こそやらないと大変問題があるな、というのがこの委員会の全体の雰囲気でした。両委員に言っていただいたことは、私どもの委員会でも議論があったことで、しっかりやりなさいと言われた両先生のお話はその通りであると思います。

局長、ここで一言お願いします。

【水管理・国土保全局長】 今、事務局も答えていましたが、今後の河川管理をめぐりさらに検討すべき課題というところを、今、分科会長もおっしゃいましたが、分科会の中でしっかり議論して、今回、前段のところをある程度具体化して法案にするとかいうような作業もやっております。これからまだまだやらないといけないところを今、〇〇先生もおっしゃいましたし、〇〇先生からもお話がありましたが、こういったところを我々、本当に認識しております、私も河川法改正のときにもかかわりまして、それ以降、今お話のあったことにずっとかかわってきた、そういう立場でもございます。これから次にやるべきことというのはしっかり整理して、これが終わりではなく、またここから進める、ステップアップしていく、重要なスタートとして考えていきたいと思っておりますので、引き続き先生方のご指導、ご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 一点だけ。市民団体については、前回の答申を今回バージョンアップして答申いただきまして、今回の河川法の改正につなげております。先日閣議決定した案にはそこら辺を盛り込ませていただいております。

【〇〇委員】 事務局と局長があんまりいいことを言うので一言言いたくなつたのですが、市民団体とつき合う肝というか、ちょっと申し上げたいのですが、市民団体は今から20年前に比べると、僕はもともとが治水第一、自然保護第二の不思議な自然保護主義者ですのであんまり変わるところはないのですが、大きく変わってきて、自然を守れと言っているだけではもう場所はなく、治水に協力するという姿勢はどんどん広がっていると僕は理解しています。

ただし、水・国土があせって上から水防団の下部組織にしようなんて襲いかかると、これは僕の直感ですが、もう高齢化もしてくたびれている人も多いので、雲散霧消という危険があると思ひます。

だから、町内会を扱うようにと言ったらちょっと語弊がありますが、水防をやらない、水防練習に来ない団体はもう国交省は仲よくしてやらないよ、などという乱暴が、ぜひありませんように。魚が好き、草が好きという人たちが、実は本当に大変なときに力になるのだというのが、僕は河川法改正後の国土交通省の大変よいセンスだったと思うのですが、今回、それがざざざと消えそうな恐怖感がちょっとありますので、ぜひそこは足立局長が踏みとどまっていたかかないといけないなど。

【分科会長】 局長はいつでもそういう方向でお話ししていただいているので、次の委員会もしっかり動いていこうと思っています。

その上で、今のお話で、フォローアップというのが実は今回、資料3の、具体的取り組みというのが17ページから24ページまであるのですが、24ページの4番目で、取り組みのフォローアップということで、具体的にやるべきことについては河川管理の問題のフォローアップをやっていくのだということを書いてあります。これは委員会として書いたということですので、両委員の言われた方向を向いていると私は思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

はい、どうぞ。

【〇〇委員】 そのフォローアップについて一言言いたかったのですが、河川を生かす国づくり、地域づくりの構想が本当によく書かれた文章だと思っていて、大いに役立つなと思っっているのですが、やらなければいけないことがどんどん湧き出てくるので、多分このフォローアップのところも、自らを律するように厳しく書かれていて、すごく好意的に読ませてもらっているのですが、やはり期間を区切って成果を公表していくということが非常に重要で、そういうことが市民の安心感につながったり、民間も含めて意識の共有とすることができるかなと思っていますので、ぜひ、ある程度の期間を区切って、こんなふうに変わったとか発展できたとか、まずここまで一段落だということが出せるとよいかなと思っています。

その上で、課題はまた新たにいろいろ出てくるので、一つ一つ出したことを精査していきたいと思っています。それが教育的な効果も出せると思いますし、防災の意識の向上ということにも大いに重なるかなと思っていますし、震災以前によく議論されていた、文化的な、歴史的なとか、河川にまつわる魅力づくりとか、そういうことが実現できるかなと思っていますので、よろしくお願ひします。

【分科会長】 はい。では〇〇委員、お願ひします。

【〇〇委員】 少しコメントというか、確認なのですが、法律をつくる部分については、5ページのところに河川構造物の話が出てきまして、許可工作物の叙述があらうかと思いますが、今度の法律案では、考えられているのは構造の基準のみならず維持の基準をつくられるということによろしいんですね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 そうすると、ここの5ページの叙述は、多摩川水害訴訟とかそういうのが一番典型的に思い浮かぶところですが、仮に許可工作物についても維持の基準を規範化するということになると、許可工作物の規範を持っている方と、あと河川管理者の両方が規範的な責任はむしろ強まるという、そういう理解でよろしいのかどうかというのが1点でございます。

それから、今後の課題というところでは、7ページ目ですが、危機管理の話、随分書いていただいている、8ページのところだとサプライチェーンなどという、少し新規のワーディングもあったりして新鮮なのですが、このことは、危機管理の話は、27ページで流域における被害軽減とかいうあたりで、「また」以下のところだと、大河川を管理する国が地方公共団体と連携して果たすべき役割が重要で、国が中心となってというような表現ぶりになっていて、これも、国が中心となって検証と評価を行って検討を行うということなので、まあこら辺でぎりぎりのところなのかなと思いますけれども、戦後レジームの転換というのだったら、本当は国が危機管理自体に直接乗り出すということも実は視野に入ってくるのかなと思っておりまして、今、危機管理法制って2種類あって、1つは有事法制以来、平成16年でしたっけ、国民保護法制というのができて、今ちょうど私も関与しているのは新型インフルエンザ対策というのが危機管理であるのですが、あれはもう完全にトップダウンなのです。トップダウンで命令指示を総理大臣から出して、各大臣を通じて都道府県知事等に行くというような仕組みなのですが、なかなか、全くやったことがないので、各省庁を含めてなじみがないといいますか、どういうふうに危機管理をセットしていくのかということがほとんど、あまり実感として実務的に浸透していないなという感じがあるのですが、しかし一つの法制度上は、これから新型インフルみたいなものが本当に動いてくるということになると、危機管理というああいうイメージが対極に、むしろ具体的にあるということだと思っております。

他方で、水害の場合には災対法の世界というのがあって、べたべたのベーシックなとこ

ろから、下から上に上がっていくという、そういう全く違うもので、河川の水害の場合は、基本は災対法なのだろうなというのがあるのだけれど、しかし河川法自体は国の関与がかなり強く出ているもので、そのあたりがうまくない交ぜになりつつ、少しずつ変容しているのかなというふうに、中長期的に見ると見えるのですが、それはだから、新しい類型に転換するというのではないのだけれど、その要素をうまく入れながらやっていくと、ニーズに合ったものになっていくのかなと。

さっき局長の話にありましたように、ちょっとやはり災対法で念頭に置いているような災害とは規模も違うし、広域性も随分あるし、あと技術の問題というのもあって、なかなか自治体ベースでできにくいというところがあるので、27ページのほうの記述はきれいに書かれていていいと思うので、この方向性で、ぜひもう一歩進めるような検討をしていただけるといいのかなと思います。これはコメントでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。いろいろご意見をいただきましたことを、これからフォローアップも含めてやっていくということにさせていただこうと思います。

私は、かなり突っ込んで議論ができたのではないかなとは、個人的には感じています。もちろん不十分なところはありますが、今後の展開へどうつないでいくかというところも、今後新しい委員会がつくられて動いていくと思いますが、そういったところでやっていただくことによって、これまでのものとこれからのものをうまくドッキングさせながら、河川行政が世の中に対応できていくのではないかなと考えております。引き続きご意見をいただきたいと思います。

〇〇先生お願いします。

【〇〇委員】 この安全を持続的にということ、項目等々、**非常に多大な内容と、その進め方を含めて立派にできているなと思う中で、**先ほど、河川管理施設等の効能的なものほかに、機能の持続ということからすると、やはり流水管理とか土砂管理、それから例えば流水管理でも河川施設であるダム^{（注）}の構造的なものほかに、運用とか流水管理といった形のものについても、非常に統合管理も含めて書いてありますが、そういったものも少し、個々の中に機能の持続という中で、そういう内容を少し、触れてあると思うのですが、私としてはそういう形のものも少し視点として入れてほしいなと思っています。

【分科会長】 ありがとうございます。確かに、今回はその点について、深く議論したわけではないのはそのとおりですね。今後の中で、超過洪水も含めて、いろいろな問題を考えていくことになると思います。どうぞよろしくご指導お願いします。

時間が迫っていますので、最後の議題にさせていただこうと思います。次の報告事項に移らせていただきます。

この後は、先ほどの答申に関連する報告ということで、「河川法及び水防法の一部改正について」、及び「社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置について」の2つの案を続けて報告いただきたいと思います。

それでは事務局からお願いします。

【事務局】 それでは、水防法及び河川法の一部を改正する法律案について、ご説明申し上げます。

先ほど、事務局のほうから答申の内容の報告がございましたが、その中で、制度整備を図るといったものを内容といたしまして、今回、法案をつくりまして、閣議決定をしたところでございます。

お手元の資料4を1ページめくっていただきまして、こちらに今回の法案についての内容を1枚にまとめた縦長のポンチ絵がございますが、こちらをご覧になっていただきたいと思います。

こちらは、色分けしますと青と赤と緑の三本柱になっておりまして、一番上の青のところは、水防活動に河川管理者等の多様な主体を参画させるということの内容としまして、地域の水防力の充実を図っていくというのが1つ目の柱です。2つ目の赤のところは、河川管理施設の老朽化対策と適切な維持管理の確保といったテーマで改正した内容です。3つ目が、水利使用についてですが、再生可能エネルギーの導入促進ということで、小水力発電のうち、いわゆる従属発電と呼ばれるものについての手続の簡素化を図るといった、大きく分けてこの3つの内容ということでございます。

多少中身について詳しく説明したいと思います。一番青のところの左側の箱ですが、河川管理者の水防活動への協力等ということで、ここが水防法と河川法の両面から今回手当てをした部分でございます。

水害の場合に、我が国の場合は、制度的には水防というのは地域の地先の浸水被害を防ぐということですので、水防法と今、法律の中で、基本的に地元の公共団体の首長さんが中心になって水防活動を行うという建てつけになっておりますが、ただ、そのもととなります洪水、河川の管理については、河川法で河川管理者が責任を持つということでございます。

実際の水害の場合には、当然、河川管理者、これは国であったり知事であったりするわ

けですが、そちらと地元の地先の水防の管理者とがあうんの呼吸で連携をしながら対処しておりますが、法制度上の位置づけがこれまでございませんでした。

ということで、今回、河川法と水防法のリンクをこのところで張りまして、水防法に定めがあります地元の水防管理者が、これは市町村長が中心となりますが、こちらが作成する水防計画の中に、あらかじめ協議をいたしまして、河川管理者がどのような協力をするか、例えばここに「情報提供等」と書いてありますが、そのほかに、水防訓練の際に河川管理者が参加したり協力したりするか、あるいは非常時に重機等の提供をするといったことを、あらかじめ水防計画の中に、両者の協議によって位置づけてもらうということが水防法に基づいてやれるようになりますが、その一方で、河川法の中で、河川管理者が水防計画に位置づけられた協力内容については、きちっとこれをやらなければいけないという義務の規定を河川法の中に置くという形で手当てをするというのが今回の法律でございます。

先ほど〇〇先生がおっしゃいましたように、災対法の世界がございしますが、水害の場合には、現場でどう活動するかというのは水防法の中に結構規定がございしますが、水防法には従来河川管理者の名前が出ておりませんでした。河川管理者はあくまでも河川管理をするという観点で水害を防ぐということですので、そこのところを協力関係という形で、両者の関係を、今回、河川法と水防法を結びつけるという形の改正内容としているところでございます。

それから右側の箱に行きまして、事業者等の自主的な水防活動ということでございますが、水防活動を行う地域のマンパワーとしましては消防団なり水防団というのが予定されておりますが、こちらも高齢化や、あるいはそちらに参加する人員が少なくなっているということで、非常にそういう面でも地域の水防力が落ちているということですので、水害に遭ったときに、その被害を受ける施設の管理者が、少し自主的に水防活動をするということを後押しするような制度を盛り込もうというのが今回の眼目でございまして、浸水想定区域内、ハザードマップの対象になっているような区域で河川ごとに決められておりますが、この中にあります地下街や高齢者や福祉関係の施設、あるいは、そこが水没、浸水すると地域経済に影響が大きかったり、あるいはサプライチェーンを寸断するといった大規模工場などの施設について、その管理者が避難確保や浸水防止の計画をつくったり、訓練を実施したり、自衛水防組織をつくって取り組むといったことを促進するような、そういう内容を水防法の改正で入れてございます。

2番目の、河川管理施設の老朽化対策でございますが、従来、河川管理施設あるいは許可工作物につきまして、設置する場合の構造令というのがございまして、そちらで基準が定めてございましたが、そういった施設の維持修繕についての基準が必ずしも明確でなかったということがございますので、河川管理施設等を良好な状態に保つという、維持修繕すべきことを、新たに条文を起こしまして明確化すると同時に、政令のレベルでそういった施設の維持修繕あるいは点検の基準を策定するというのを、今回の制度改正で行いたいということです。

それから、右側でございますが、河川協力団体の指定等でございます。こちらは、補足資料ということでこの後ろに、4ページ目の、横長になりますが、こちらが河川協力団体についての改正の中身ということで、先ほど〇〇先生のご指摘でありましたように、河川協力団体のやっている活動がどんなものかということで、この写真にございますように、例えば水草の除去作業とか、地域住民での河川環境のパトロールとか、調査とか環境学習とか、こういったようなことをたくさんの団体にやっていただいておりますが、これまで、こういった団体の活動は、河川法上全く位置付けがございませんでしたので、今回、そういった情報収集、調査研究、普及啓発、あるいはこういった方々が行う活動で河川管理行為にも役立つようなものを行える団体というのを河川協力団体ということで指定させていただくということで、法制度上はそういった団体が設置します、例えば河川区域内にそういった活動の拠点をつくるとか、あるいは看板などを設置するといった場合に、河川法の許可を簡素化するといったことを手当てしたり、あるいは、河川管理施設の維持といったものをこういった河川協力団体に委託できる、河川管理者の権限を一部委ねることができるという制度を盛り込むといったことで、河川の適切な維持管理にも寄与できるようにということで、こういった方々のパワーを生かしていきたいと考えております。

3つ目の、再生可能エネルギーの導入促進、これは一番最後のページでございますが、最近、小水力発電というものがクローズアップされておまして、特に昨年から再生エネルギーの固定価格買い取り制度というのが非常に効率よく収入を得られるということもありますので、こういった事業に参入したいというニーズが非常にふえております。中でも、既に許可をとっております農業用水路の水を利用して、そこに発電機をつけて電気を起こしたいということは非常に効率がよくできるということもありまして、非常にニーズも高まっておりますが、従来、農業用水のほうは既に許可をとっておりますが、そこに新たに発電の目的がつけ加わるということで、一から許可をとらせるというような制度上の仕組

みになっておりましたので、既に水量のほうは農業のほうで確保されているのに、なぜそんなに時間をかけて、許可という手続で発電をやれるまでに時間がかかるのかといったご指摘もありまして、去年4月の「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」の閣議決定がありまして、今回、法律を改正し、こういった既存の水利使用に乗っかって発電するような場合に、従来の許可制を登録制にするということで、水が使える要件を法律にきちっと客観的なものを位置付けまして、そちらに合っていれば簡素な審査で使用を認めるという、登録制を導入するという形にしております。これによって、審査要件が明確化されるということと、関係行政機関との協議や、あるいは下流の河川関係利水者の同意が不要になるということで、手続が、これまで許可だと5カ月ぐらいかかっていたものが、おおむね1カ月ぐらいでできるようになるといった方向性での改正を行うという内容です。

このように、3つの柱を合わせた形で今回、法案を作成しているという状況でございます。

以上です。

【分科会長】 ありがとうございました。

では、続きましてお願いします。

【事務局】 〇〇でございます。時間もございませんので、報告事項の3、4、5、まとめの報告でよろしいでしょうか。

【分科会長】 はい、お願いします。

【事務局】 それでは、まず資料5でございます、社会資本の維持管理・更新に関し当面講ずべき措置についてでございます。その紙の裏側をめくっていただきたいと思います。我が国の社会資本の老朽化が全般に進んでおります。こういった状況を踏まえて、必要な施策について検討し、着実に実施することを目的といたしまして、国交大臣を議長といたします、社会資本の老朽化対策会議というものが1月21日に設置されております。その検討結果、すなわち当面講ずべき措置が、3月21日にまとめられておりますので、それについてご報告いたします。

めくっていただきまして、1ページというところに基本的な考え方を書いております。その一番下のパラグラフでございますが、本年を社会資本メンテナンス元年として、今後3カ年にわたる当面講ずべき措置を取りまとめたというものでございます。

具体的な措置については3ページ以降でございます。当面講ずべき措置といたしまして、まず現場管理上の対策といたしまして緊急点検がございます。これは中央道の笹子トンネ

ル事故を踏まえまして、同種類似の事象が発生しないように、緊急点検、緊急修繕を実施するというものでございます。

それに準ずる②の優先施設への集中点検等でございます。これにつきましては、4ページの上の表に示しておりますように、人命にかかわるものを優先して、改善した手法等で、原則として出水期前、または平成25年度内に点検を完了し、平成26年度中に修繕等を実施することとしております。

それから、(2)の基準・マニュアルの策定・見直しにつきましても、原則として平成25年度中に各施設の基準等を見直して、平成26年度から新基準等で運用することとしております。

(3)の維持管理・更新に係る情報の整備につきましては、表にございますように、各施設の現況情報をデータベース化して、各施設共通のプラットフォームを構築し、運用していくこととしております。

5ページにまいりまして、新技術の開発・導入につきましては、非破壊検査等による点検・診断技術の開発・導入等の促進、それからIT等を活用した維持管理イノベーションを掲げております。

2の、現場を支える制度的な対策ということで、特に財政的な支援につきまして、5ページが一番下の表に示しておりますように、平成24年度補正予算から防災・安全交付金というものを新たに創設し、これによって支援をしているところでございます。

6ページでございます。体制的な支援といたしましては、上の表に掲載しておりますように、地方整備局等に窓口機能を強化・拡充していくということ、それから維持管理にかかわる基準マニュアルを提供していくこととしております。

(2)の維持管理等の担い手の支援であります。表にございますように、建設産業の担い手確保・育成のために、新たに有識者会議等によって検討を実施することとしておりますし、また、入札契約制度の見直しといたしましては、複数業務の包括発注、複数年契約等のさらなる活用を図っていく。それから、地域との協働につきましては、先ほどもご説明がありました河川協力団体制度の創設、あるいは民間資格制度の創設といったことを検討しております。

7ページでございます。(3)の国の一元的なマネジメント体制や法令等の整備につきましては、体制整備といたしまして、本省に社会資本老朽化対策推進室を設置し、一元的なマネジメント体制を強化していくこととしております。また、維持管理等に係る法令等の

整備につきましては、先ほどありました河川法等を含めまして、関係のインフラの法改正を予定しております。

3. の長寿命化計画の推進につきましては、表にございますように、平成25年度中に各施設の維持管理・更新のあり方について、長寿命化計画に記載すべき事項の見直しを実施していくこととしております。また、8ページにございますように、防災・安全交付金を活用することによって、自治会における長寿命化計画の策定を支援していくこととしております。

今ご紹介しましたような内容について、具体的には9ページ以降に、各施設どういう工程で何をしていくのかという詳細な措置と工程を示しております。

以上が社会資本の維持管理・更新に関して当面講ずべき措置についてでございます。

次に、資料6でございます、ハリケーン・サンディの被害概要及び調査団の派遣についてでございます。

1ページにハリケーン・サンディの状況を書いておりますが、昨年10月29日に、非常に大きな高潮災害があったということでございます。これは、ニューヨークに上陸したハリケーンとしては1938年のハリケーン以降の被害規模ということでございます。人的被害も132名発生しております。また、東部一帯で800万世帯・事業所が停電となって、非常に大きな都市機能の麻痺を与え

ております。

次に2ページでございます。特に今回衝撃的だったのは、ニューヨークの地下鉄道に大量の海水が流入したということでございます。その結果、不通区間が発生いたしますとともに、復旧にも時間を要しております。復旧は1週間以内に57%、9日後には98%が復旧しておりますが、実は4月1日時点でも、一部の駅あるいは一部の区間が不通になったままの状態であります。

3ページでございます。また、経済的な被害も甚大でございます。経済損失は、民間企業の推計によりますと約500億ドル、物的被害だけでも約300億ドルという損失額が推計されております。

4ページでございます。特に今回、深さ30メートルか40メートルの地下トンネルがほぼ冠水状態となりましたが、こういったものを陸軍工兵隊等が中心になって排水いたしました。強力な排水ポンプを用いましたが、それでも排水完了までに数日から1週間程度を要しております。

5 ページでございます。実は、高潮災害については予防対策も 1960 年代から計画されておりまして、1997 年には工学的検討も終了し、そして環境アセスメント文書の作成までされました。しかし、予算面の問題、あるいは環境面の問題で実施は見送られておりましたが、今回の災害を受けて、再度、事業の早期実施に向けて強い要望が出されております。また、ニューヨークの場合には、地下空間への浸水防止対策は不十分であったということですが、一方で、運行停止等のソフト対応についてはしっかりされていたということでございます。

これにつきましては、現在、調査団の報告がまとまりつつあるところでございます、またまとまり次第ご紹介したいと思います。

次に資料 7 でございます、国際関連の動きでございます。

1 ページでございますが、国連水と災害に関する特別会合というものが開催されました。これは、国連の事務総長が主催、それから関係の委員会の共催によって 3 月 6 日にニューヨークの国連本部で開催されました。

オープニングセッションでは国連事務総長が議長、それから日本の皇太子殿下、オランダ王国の皇太子殿下ご出席のもとでオープニングセッションが開催されました。そして日本の皇太子殿下のほうから、日本の古典文書に災害記録が記されている現況を紹介され、災害の記録と現代の防災に関する資料を結びつけることで、災害に対して備えができる社会を構築できる旨の基調講演がなされ、ほぼ会場は満杯でございます、非常に好評でございました。皇族の国連本部におけるご講演は初めてでございます。

その後、ハイレベルセッションが開催され、日本から被災地の高校生の発表、それから 2 ページにまいりまして、菊川技監のほうから東日本大震災による津波経験から得た教訓についてもご紹介がありました。

また、サイドイベントといたしましても、東日本大震災の被害と復興について、広く情報発信することを目的として、日本政府、国連代表部と国交省等が主催となって、国連本部近傍のジャパン・ソサイエティで写真展が開催されました。

次に、資料の 5 ページでございます、国土交通省と EU 防災総局との防災協力に関する書簡の交換でございます。

3 月 21 日に、国土交通大臣と EU の代表部大使との間で、防災協力に関する書簡の交換が行われました。書簡の概要は、日 EU 双方の防災対策について意見交換を今後していきましょうということで、具体的には事前予防、応急対応、復旧といったことについての

具体的な手法や、あるいは体制、それからソフト・ハードを含めたベストプラクティスの共有、そして、特に日本の国交省がやっておりますTEC-FORCEと、欧州連合の監視所センターMICといったものに関する知識と経験の交換をしていく。こんなことで合意がなされ、今後意見交換がなされていくこととなっております。

以上でございます。

【事務局】 資料の配付漏れがございまして、配付させていただきました。何かありましたらまた後で事務局までお願いします。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今25分ですが、6時半には終わりたいと思いますが、ただいまの4つの報告に対して、ご質問、ご意見等いただけましたら。どうぞ。

【〇〇委員】 特別気の利いた質問も意見もないのですが、私がこの審議会に入ったのは、ちょうど3.11の直後で、治水・防水一辺倒の様子で、どうなるのかなと思っておりましたところが、きょう、今後の取り組みのところで、2の魅力ある河川をというのを見て大変安心いたしました。治水・防水も大切ですが、やはり美しい日本づくりというのを忘れてはならないと思います。ただ、その際に、景観だけではなくて、川にまつわる文化とか伝統とか、人々の暮らしであるとか、そういうものを今後、しっかり考えていけばすばらしいと思いますし、先ほどのご発言にもありましたが、そういうことに触れることによって治水・防災の意識が芽生えればよいのかなと思っております。ここに書いてあるだけではなくて、今後、こういうことを議論する場があればうれしいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは〇〇委員。

【〇〇委員】 国際関連の動きについての関連なのですが、ようやく適応策が政治の議論の前面に出てきたなという感じがあります。私の感想では、来年あたり大きな変化があると思っています。

アメリカのノアというのがありますよね、アメリカの海洋気象庁、5,000億ドルとかいうすごい金を使う気象関係の組織ですが、これが今年の1月に、2100年における海面上昇の予測値は中央値1.2メートルぐらい、最大2メートル上がると。

実はグリーンランド、南極の西が解け始めていて、実証値の海面上昇のカーブがぼんと変わっているんです。

例えば仮にあと90年で2メートル上がって、50年で1メートル上がってしまうと、防潮堤

を1メートル上げないと今の安全度が確保できないとか、本当に川の下流の堤防を1メートル上げるのかという議論が出てきて、ちょっともう、うんと先の話だというのではなくて、温暖化適応策に関する対応、音頭というのを水・国土でやっていただかないとだめではないか。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局から水防法・河川法の改正について説明をいただきましたが、河川管理施設等の維持管理の基準の創設というふうに書いてありますが、具体的に法律でどうしようとしているのかということだけ説明を加えて下さい。専門外の人にはわかりづらかったと思うので、お願いします。

【事務局】 法律の中で、河川管理施設等、「等」には許可工作物が含まれるのですが、これらが良好な管理の状態が保たれるような形で管理をしなければいけないということで、ちょっと条文をそこだけ読み上げさせていただきます。

「河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。」ということで、これらの設置者に対して、そういう良好な状態を保っていくということを義務づけをするという趣旨の規定を入れます。さらに、河川管理施設または許可工作物の維持または修繕に関する技術的基準、その他必要な事項は政令で定めるということで、政令に基準を具体的に定めるという中身の条文を入れるということです。

【分科会長】 ありがとうございます。

維持管理については、河川法の中には今まで書かれていなかったのを、今度は道路法や港湾法と同様に、河川法にも書いて、さらに政令でどういうことをやるのかということを書くのだということで、これは河川として頑張った結果であると、私は実は感じております。そこをぜひ言ってほしかったので、あえてもう一度お願いしました。

〇〇先生、どうぞお願いします。

【〇〇委員】 今のコメントを受けると、だから自然公物論というものの転換ということあれだけれど、実は河川はこてこての人工物なので、本当はそちらのほうが都市河川などの場合にはむしろ実態に合っているのではないかと思うのですが、そういう領域に一步入

ったということではないかと思えます。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 一歩入ったというふうにおっしゃって、一歩というところが非常にやはり大事だと思うのです。維持管理していくにしても、まず対象となる構造物・施設が完成していないものがある。その形になっていないものがあるということがまずあって、ある程度でき上がったものがそこから機能低下しないようにするという話と、あるべき姿までつくり上げていくという両面があります。つまり維持管理と言っても、これからつくっていくものと機能のパーフェクトさといいますか、その辺が今言われた自然公物と人工公物の話、非常に微妙なところですので、きっちり議論してやっていただきたいところだと思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

【事務局】 よろしいでしょうか。河川は一般に自然公物と言われておりますが、ただ、河川の管理と一口で申しますが、人工公物的な面もあると思うのです。例えば河川管理施設とか、あるいは許可工作物などというのは、そこは自然公物の中にある人工公物であるということですので、少なくとも人工公物の部分については今回の法改正でしっかり維持・修繕の基準というものを明確化して、この担当の設置者に対して、きちっと管理することを義務づけるということをございます。ただ、河川全体の維持管理をどうするかということについては、またもっと広い議論が必要となってきますし、水害の考え方の理論というものもありますので、少なくとも人工的なものについては、きっちり今回の手当てで管理をして、修繕をやっていただくということをございます。

【分科会長】 一言、いわせてもらいます。

今回の、河川管理のあり方の検証では河川というのには人工的施設もあり、河道という自然的なものもあって、それらをシステムとして考え、管理するのだということを強く訴えています。維持管理も同じように考え、やるのだということを表明したのだと私は思っているのですが。

局長、いかがでしょうか。

【水管理・国土保全局長】 ご指摘のとおりだと思っております。今、基準として、政令で定めるときにどんな書き方をするかというイメージをしたときの話を、多分したのだと思いますが、本来河川管理としてやるべきことは、今、〇〇先生もおっしゃいましたが、やはり全体を見通しながら、本来は基準づくりをしていくべきだと思います。

ただ、実際に政令にどうやって書くかというところは、なかなかまた難しく、その際

には先生方の期待に応えられない書き方になってしまう部分もあるのかもしれないと思
いながら、ちょっと、できるだけ期待に応えたいというふうに、我々も勉強していきたい
と思います。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 時間が来てしまったのですが、ここだけ……。

【分科会長】 はい、戦略的維持管理の部会長でもありますからおねがいます。

【〇〇委員】 聞こうと思ったのは維持管理ではないのだけれど、維持管理のところ
について言うと、人工物と言われている道路や鉄道でも、そののり面のずっと上には自然斜
面なんかがあって、そこは河川と似たようなところがあって、そこまでやられてないよ
ね、という議論もあるのです。だから、あらゆるものが、さあこれは人工だ、さあこれは
自然だなんて、そんな簡単に割り切れるものではないのだから、ぜひそのところの、エ
ンジニアリング的なバランスの中でやっていくという線ではないかと思っています。

それから、もう1点聞こうと思ったのだけれど、さっきの市民団体が云々というところ、
さっき先生がちょっとご懸念されていたようなところで、私もどうなのかなと思って聞い
ていたのだけれど、今の資料だと、結局法律上どういうふうになっているのかよくわから
なかったのですが。

いろいろな協力団体みたいな表現になっているのだけれど、協力なんかするつもりない
もんね、という河川の頑張っている連中もいっぱいいますよね。市民団体には。これ、協
力しないとこういうふうにしてくれないのか。その辺の様子がちょっとよくわからなかつ
たのだけれど、もうちょっとだけ教えていただけませんか。

【分科会長】 はい、お願いします。

【事務局】 今回、法律の中で、河川協力団体というふうに謳っているのですが、そこ
の協力というのは、団体の方々が河川管理者に協力をすると、あえて意図的にやるとい
うことではなくて、そういった方々のやっている行為の内容が、河川管理の立場からも役に
立つというような活動をやっていただいているところを対象に、河川協力団体という形で
指定すると、そういうワーディングでございます。

【〇〇委員】 ということは、これは協力団体だけれど、これは違うよね、とかいう判
断が、これからどこかに登場してくるわけですね。

【事務局】 はい。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 それでは、以上で報告事項は終了でございます。お手元でございます平成25年度水管理・国土保全局関係予算については、資料配付のみとさせていただきます。

それでは、本日の河川分科会の議事は以上でございます。その他のことも含めて、何かございましたらお願いします。時間を超過してまことに申しわけありませんでした。

最後に、本日の議事録の取り扱いにつきまして申し上げます。本日の議事録は内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。第49回社会資本整備審議会河川分科会は以上でございます。

それでは事務局にお返しします。

【事務局】 ありがとうございます。

郵送をご希望の方は後日郵送させていただきますので、お残しいただければと思います。

本日は長時間にわたり熱心にご審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

— 了 —